

鴻巣市の環境



令和6年度
(令和5年度実績)

鴻 巣 市

本書の発行目的

本市では、環境の保全及び創造を推進し、自然と人間が共生できる環境にやさしいまち鴻巣市をつくるため、平成12年6月30日に「鴻巣市環境基本条例」を制定し、同年10月1日から施行いたしました。

条例では、環境の保全及び創造について、基本理念を定めるほか、市、市民、事業者及び民間団体の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定め、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進することとなっており「鴻巣市環境基本計画」を策定して取組を進めております。

「鴻巣市の環境」は、基本計画で定めた環境の保全及び創造に関する施策について、本市が講じた取組の結果を取りまとめたものです。

本書により、多くの市民、事業者及び民間団体の方々の環境問題に対する理解が深まるとともに、本市における環境の保全及び創造の一助となることを目指しています。

● 鴻巣市環境基本条例（抜粋）

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、市民、事業者及び民間で組織する団体（以下「民間団体」という。）の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定め、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（報告書）

第8条 市長は、毎年、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策に関する報告書を鴻巣市議会及び鴻巣市環境審議会に提出するとともに、これを公表するものとする。

目 次

第 1 章 環境基本計画の概要

- 1 計画の基本的事項 1
 - (1) 計画の目的と位置付け
 - (2) 計画期間
- 2 計画の進行管理 1

第 2 章 環境の現状と令和 5 年度に講じた施策

- 第 1 節 自然共生社会 2
 - 1 自然に親しむ取組 3
 - (1) 環境教育の実施
 - (2) 川や田園のある風景に親しむ散策コースの設定
 - (3) 市民農園の設置
 - 2 生物多様性の維持・保全 7
 - (1) 特定外来生物への対応
 - (2) 人にも生きものにもやさしい農業の推進
 - (3) 農地が持つ多面的な機能の保全
 - (4) 地産地消の推進
- 第 2 節 脱炭素社会（ゼロカーボンシティ） 14
 - 1 市民等の温室効果ガスの排出抑制の支援 15
 - (1) 住宅用省エネルギー設備設置の補助
 - (2) 省エネ家電製品買換え促進の補助
 - (3) 市有施設の屋根貸しによる太陽光発電の普及促進
 - 2 市の温室効果ガスの排出抑制の取組 18
 - (1) 鴻巣市地球温暖化対策実行計画の取組
 - (2) ゼロカーボンアクション 30 についての取組
 - (3) 次世代自動車の導入
 - (4) 鴻巣市節電対策

第3節 循環型社会	23
1 一般廃棄物処理の現況	24
(1) 一般廃棄物処理量の現況	
(2) 資源化物処理量の現況	
(3) 資源化率の現況	
2 ごみ減量化に向けた取組	26
(1) 生ごみ処理機器購入の補助	
(2) 廃食油の回収と再資源化	
3 リサイクルの推進	27
(1) 資源回収	
(2) 集団回収	
4 環境美化の取組	28
(1) 荒川河川敷の不法投棄の防止（埼玉県央域荒川クリーン協議会）	
(2) 路上喫煙とポイ捨ての禁止	
第4節 安全・安心が確保される社会（生活環境の保全）	29
1 身近な環境を知る取組	30
(1) 公害苦情	
(2) 大気	
(3) 水環境	
(4) 騒音・振動	
(5) 悪臭	
(6) ダイオキシン類	
2 環境負荷を減少・改善する取組	46
(1) 大気汚染の防止対策	
(2) 水質汚濁の防止対策	
(3) ダイオキシン類の発生抑制対策	
(4) 土地埋立てに関する指導	
(5) あき地雑草に関する指導	

第5節 協働社会	51
1 市民の参加を促す取組	52
(1) エコチェンジポイント	
(2) エコチェックサマー・ウインターの実施	
(3) 環境衛生連合会との連携	
(4) 3010 運動の展開	
(5) 鴻巣市民大学講座「こうのとりのアカデミー」の講座	
2 取組を継続させる仕組みづくり	55
(1) 環境にやさしいまちづくり基金	
(2) コウノトリの里づくり基金	

第3章 環境基本計画における指標の進捗状況一覧

1 指標の進捗状況一覧	56
-------------------	----

資料

1 鴻巣市ゼロカーボンシティ宣言	57
2 環境大臣メッセージ	58

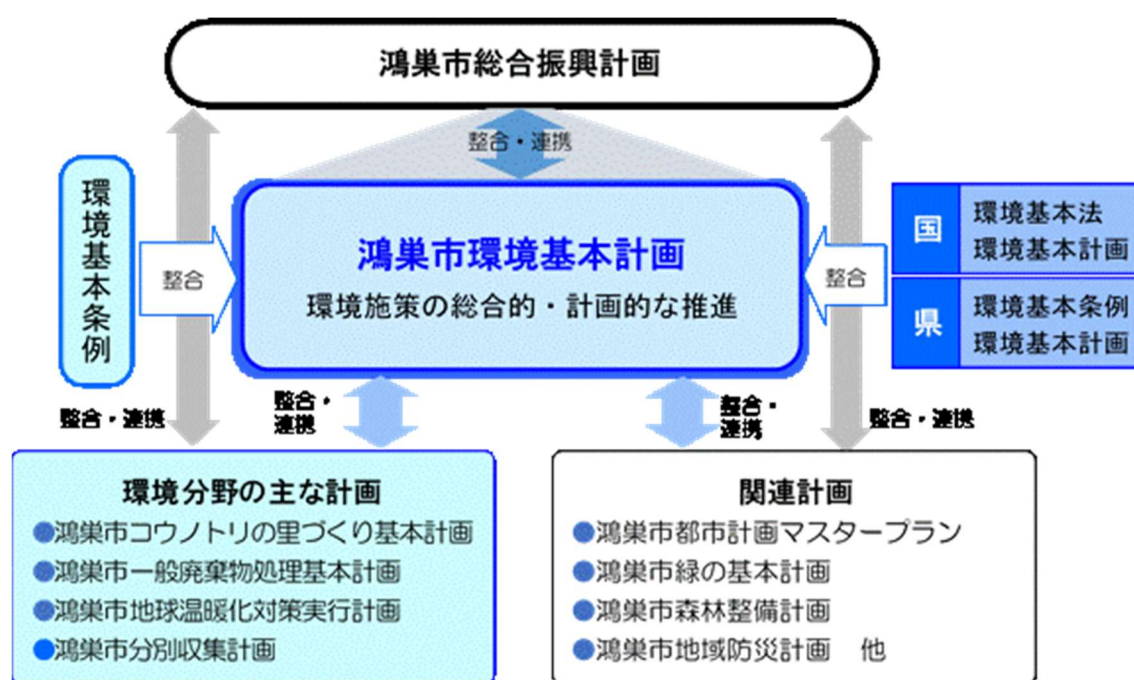
第1章 環境基本計画の概要

1 計画の基本的事項

(1) 計画の目的と位置付け

「鴻巣市環境基本計画」は、市政運営の指針を定めた鴻巣市総合振興計画の環境政策における個別計画として位置付けられ、市が市民や事業者との協働のもとで環境行政を総合的かつ計画的に推進することを目的に策定されています。

そのため、総合振興計画はもちろん、環境分野の計画や都市計画マスタープランなどの関連計画、環境に影響を及ぼすと認められる全ての施策の策定・実施において、本計画との整合・連携が図られている必要があります。



環境基本計画の位置付け

(2) 計画期間

環境基本計画は、計画期間を平成30年度から令和9年度までの10年とし、施策・事業等の進捗状況、本市を取り巻く社会情勢・経済情勢の変化や、国・県の動向を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

2 計画の進行管理

環境基本計画では、PDCAサイクルの考え方を取り入れ、計画に基づく取組がどれだけ進んでいるのかを明らかにするための客観的な「モノサシ」となる指標を設定し、その点検・評価、見直し、次年度の事業実施への反映といったマネジメントサイクルの中で進行管理を行うことにより計画の実効性を高めています。

第2章 環境の現状と令和5年度に講じた施策

第1節 自然共生社会

自然共生社会とは、人間と地球に生きる全ての生物が共に暮らすことができ、自然からの恵みを受け続けることができる社会です。

私たちは、自然からの恵みを受けながら生活していますが、ライフスタイルの変化、自然への関心の低下、過剰な開発行為、外来種の侵入等により、自然や生物の多様性が損なわれてきており、このままでは将来にわたって、自然の恵みを受け続けることができなくなってしまうます。

ここからもう一度、自然と共生した暮らしについて考え、生物多様性の保全や自然とのふれあいを深めていくことにより、自然共生社会の実現に向けた取組を行い、自然と共生する持続的な魅力のあるまちづくりを推進していく必要があります。



【環境基本計画で定める自然共生社会関連指標】

項目	基準	R5 実績値	目標値
生物多様性が保たれていると思う市民の割合	73.7% (H27)	79.6%	83.20% (R8)
自然環境イベント実施回数	4回 (H28)	2回	6回 (R9)
自然環境イベント参加人数	117人 (H28)	44人	195人 (R9)

1 自然に親しむ取組

(1) 環境教育の実施【環境課】

環境の保全及び創造に対する理解を深めるとともに、活動を行う意欲の増進を図るための啓発活動として、環境教育を実施しています。

一言で「環境」といっても、取り扱う対象範囲が幅広く、かつ内容も複雑であることから、対象者を小・中学生向けと一般向けとに分けることで、知識や経験に応じた事業内容で実施しています。

①元荒川カヌー環境教室

市民団体（元荒川カップの会）との共催により、小・中学生を対象として実施する環境教室で、元荒川の榎戸堰周辺において、カヌーに乗船しながら行う川の清掃や元荒川に棲む生きものの探しなどを体験しました。

「元荒川カヌー環境教室」

令和5年度における実施状況

日 程 ・ 場 所：令和5年5月14日（日）

榎戸堰公園周辺（鴻巣市榎戸2丁目6）

参 加 者 数：31名

回収したごみ：燃やせないごみ約10袋



川の清掃活動（左）と生きものの探し（右）

②コウノトリ野生復帰センター「天空の里」



◀市 HP

本市では、市名の由来ともいわれ、市民になじみが深いコウノトリをシンボルに、人にも生きものにもやさしい「コウノトリの里」の実現に取り組んでいます。

令和3年度から、コウノトリ野生復帰センター「天空の里」で、つがいのコウノトリの飼育及び一般公開を開始しました。

天空の里は、つがいのコウノトリを飼育し、生まれたヒナを放鳥することでコウノトリの野生復帰に貢献します。また当施設は、環境学習の拠点としてコウノトリを間近で観察できるほか、時季に合わせた展示やイベントを随時行っています。



天空の里外観（左）、飼育しているコウノトリ2羽 左：オスの空、右：メスの花（右）

③コウノトリの里づくりの普及・啓発

コウノトリの里づくり事業を多くの方に知っていただき、将来の担い手につなげていくため、天空の里の飼育員が講師として市内の学校に出向き、コウノトリの生態や、多様な生きものが生息できる自然環境の大切さを学ぶゲストティーチャー授業や、市民団体等を対象とした出前講座、施設見学の受入れなどを実施しています。



ゲストティーチャー授業（左）と施設見学（右）の様子

（参考）令和5年度における普及啓発事業の実施状況

ゲストティーチャー授業：1校 合計 60人

施設見学：10校、11団体 合計 615人

④水辺の生きものの調査体験会

「夏期湛水管理（なつみずたんぼ）」において、生きものを捕まえることや、観察を行うことを通じて、身近な生きものの生態や、コウノトリの餌となる生きものについて学ぶ事業を実施しています。

「夏期湛水管理（なつみずたんぼ）」は、7月～9月の間、耕作しない田んぼに水を張って管理することで、地力を維持しつつ農地が荒れてしまうのを防ぐために行っています。更に、無農薬で管理し土用干しなども行わないため、多くの生きもののすみかとなります。

生きもの調査体験会では、川里地域の市有地を活用し、コウノトリの採餌量調査マニュアルに基づいた、生きもの調査を体験してもらいました。

令和5年度における実施状況（日程・場所）

- ・ 生きもの調査体験会

令和5年8月19日（土）13人 川里地域関新田地区



生きもの調査体験会の様子

（2）川や田園のある風景に親しむ散策コースの設定【健康づくり課】



◀市 HP

「人もまちも健康」を掲げる本市では、ウォーキングによる健康増進のため市内に6つのウォーキング推奨コースを設定しています。

コースについては、どこからでもスタート・ゴールできる周回コースとなっているほか、ウォーキングにプラスして、地域の再発見や運動増進につながるようにも工夫されており、コースを紹介するために作成したマップには、ウォーキング指導、食事指導、名所・史跡、健康器具設置公園が掲載されています。

また、6つのコースは、荒川や元荒川、田園地域などを巡るルートとなっており、豊かな自然環境や季節の移ろいに親しむことができます。

（３）市民農園の設置【農政課】



◀市 HP

自然とふれあうことのできる農作業の体験や地域の農家等との交流を通じて、生活のリフレッシュの増進や地域コミュニティの活性化に資するとともに、農業に対する理解を深めることのできる憩いの場として、市民農園を設置しています。

また、区画の貸し出しだけでなく、小学生による田植え・稲刈り体験を開催するなど、市民が土や農業に親しむ場となっています。

【市民農園の概要】

所 在：鴻巣市寺谷736

敷 地 面 積：17,692m²

農園区画数：255区画（50m²=40区画、30m²=215区画）

利 用 料：年25,000円（50m²）、年15,000円（30m²）

利 用 期 間：1年間

施 設 概 要：一般区画255区画、福祉農園8区画、体験学習農園（果樹園・水田）、
管理棟、休憩所など

貸出区画数：213区画（令和6年3月31日現在）



小学生による田植え体験の様子

2 生物多様性の維持・保全

(1) 特定外来生物への対応【環境課】

アライグマは北米や中南米が原産で、ペットとして輸入され飼われていたものが逃げたり、捨てられたりしたことにより、国内各地で野生化しています。

また、天敵が少なく、雑食性で強い繁殖力を持っていることから、生息密度の高い地域では、在来の野生動物や生態系への悪影響が指摘されています。

県内では、野生化したアライグマによる農作物の食害や人家に棲みつく等の生活被害が平成 18 年度から急速に増加しており、急激な個体数の増加に伴い、生息分布も県全域に拡大していることから、県は「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づき、「埼玉県アライグマ防除実施計画」を策定し、計画的な防除対策を実施しています。



本市では、平成 22 年度から県の計画に参画してアライグマの捕獲を行っており、令和 5 年度は 200 頭を捕獲しました。

年度別アライグマ捕獲頭数

年度	R元	R2	R3	R4	R5
埼玉県	7,180 頭	8,080 頭	9,143 頭	10,515 頭	11,790 頭
鴻巣市	82 頭	153 頭	193 頭	248 頭	200 頭

※埼玉県の捕獲頭数は、埼玉県環境白書を参考にしております。

(2) 人にも生きものにもやさしい農業の推進【環境課】

市における貴重な自然環境であり、市域のおよそ 4 分の 1 を占める水田に着目し、慣行農法よりも減農薬・減化学肥料で栽培され、本市のブランド米に位置付けられている「このとり伝説米」の普及・拡大を進めることで、人にも生きものにもやさしい農業の推進を図っています。

①学校給食での活用

市内全ての小・中学校の学校給食にて、減農薬・減化学肥料により栽培され、健康にも自然環境にもやさしいお米である「こうのとり伝説米」の活用を進めています。

給食での活用により、学校現場における食育や環境教育の面の相乗効果への波及も図っています。令和３年度からは保育所給食への活用も開始いたしました。

年度別活用状況

年度	R元	R2	R3	R4	R5
実施回数	10回	33回	33回	33回	43回
使用量	7,337kg	10,878kg	11,213kg	11,617kg	14,622kg

②３歳児健康診査等での配付

環境にやさしい農業の普及と地域の活性化を推進するとともに、健康診査受診率の向上による「健康こうのす」の実現と子育て支援策の充実を図るため、３歳児健康診査を受診した幼児とその保護者に、こうのとり伝説米を配付しています。

また令和２年度からは鴻巣市に婚姻届・出産届を提出した方へ記念品としても配布を開始しています。

【年度別活用状況】

３歳児健康診査

年度	R3（１人/900g）	R4（１人/900g）	R5（１人/1kg）
配付者数	811 人	734 人	756 人
配付量	729.9 kg	660.6kg	756kg

結婚祝

年度	R3（１人/900g）	R4（１人/900g）	R5（１人/1kg）
配付者数	247 人	158 人	165 人
配付量	222.3 kg	142.2kg	165kg

出産祝

年度	R3（１人/900g）	R4（１人/900g）	R5（１人/1kg）
配付者数	644 人	642 人	606 人
配付量	579.6 kg	577.8kg	606kg

（３）農地が持つ多面的な機能の保全【農政課】

農業・農村は、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成といった多面的機能を有し、その利益は広く多くの方が享受していますが、集落機能の低下により、地域の共同活動によって支えられているこれら機能の発揮に支障が生じつつあります。

このため、国・県とともに、多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進しています。また、これにより、農業・農村の有する多面的機能が今後とも適切に維持・発揮されるとともに、担い手農家への農地集積という構造改革も後押ししています。

【多面的機能支払交付金の概要】

構成：

（１）農地維持支払交付金 ⇒ 多面的機能を支える共同活動を支援

支援対象の例

- ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の基礎的保全活動
- ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、保全管理構想の作成

（２）資源向上支払交付金 ⇒ 地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る共同活動を支援

支援対象の例

- ・水路、農道、ため池の軽微な補修
- ・植栽による景観形成、ビオトープづくり
- ・施設の長寿命化のための活動

負担割合：国1/2、県1/4、市1/4 ※取り組む活動ごとに交付単価は異なる。

活動期間：5年間 ※期間満了後、更新可能。

多面的機能支払交付金活動組織

組織名	活動地区	対象農用地面積(ha)	
		田	畑
北根田んぼ環境保全会	北根	45.19	19.13
グリーンねっと星の川	新井	47.26	16.51
したで地域資源保全会	笠原	18.23	3.80
市場環境保全管理会	屈巢	24.71	6.58
明用・三町免環境保全会	明用・三町免	49.68	23.71
中郷グリーンサポート	屈巢	19.71	5.63
糠田地区農業環境保全会	糠田	55.81	2.38
箕田農地環境保全会	箕田	120.76	16.47
大芦農業者有志の会	大芦	30.37	10.92
前砂環境保全会	前砂	26.50	6.70
笠原農地環境保全広域協定運営委員会	笠原・郷地・安養寺	339.49	22.99
常光農業環境保全会	常光	43.64	15.60
上新田地域資源保全会	小谷	12.51	4.19
上谷田農地管理会	屈巢	28.71	1.71

令和6年3月31日現在

（４）地産地消の推進【農政課】

本市では、市域のおよそ半分を農地が占め、広大な米麦生産地を形成して本市の重要な産業基盤になるとともに、屋敷林と一体となった美しい田園景観を呈し、様々な生きものが生息するための環境基盤ともなっています。また、新鮮で安全な地元産の農産物を手に入れられることは、消費者としての市民にとっても大きなメリットがあります。

これらのことから、地産地消の推進や生産者と消費者の交流促進を図り、頑張る農家を応援することで、農地の保全に取り組んでいます。

①鴻巣市産業祭の開催

幅広い相互交流の場を設けることにより、本市の農業及び商工業を市民に周知するとともに、産業の発展を図ることを目的に、鴻巣市産業祭を開催しています。

このうち、農業部門としては、市内で生産された農産物の展示品評会を開催し、優秀な農産物の生産者を表彰することにより、生産意欲の高揚を図るとともに、即売等を通じて地元農産物の普及を図っています。

【令和5年度における実施状況】

実施期日：令和5年11月18日（土）9時30分～15時30分

会 場：鴻巣市立総合体育館

主な内容：農産物品評会、農産物生産団体等による農産物の即売、JAさいたまによる農産物等の即売、JAさいたま女性部による加工品の販売

来場者数：約8,000人

主 催：鴻巣市産業祭運営委員会



第36回鴻巣市産業祭 農産物品評会表彰式（左）及び品評会出品物の即売会（右）

②このす地産地消推進協議会

地域の生産者と消費者、販売業者、行政機関等が、地域で生産された安全で安心な農産物を安定的に地域内流通させる方法や体制等を協議・検討しつつ、相互の理解を深め、生産者の顔が見える流通機能の充実と消費拡大を実現することを目的に、市、市教育委員会、市農業委員会のほか、さいたま農林振興センター、さいたま農業協同組合、鴻巣農産物直売所、市内小・中学校、鴻巣市食生活改善推進員協議会、鴻巣市商工会、生産者の機関及び団体で構成される「このす地産地消推進協議会」を設置しています。

協議会では、学校給食への鴻巣市産農産物等の活用推進や地産地消に関する啓発等に取り組んでいます。

【取組実績】

- ・学校給食への鴻巣市産農産物等の提供

〈特色ある献立〉

名称	内容
ごはん	地場産米「彩のかがやき」を使用。また、減農薬「こうのとり伝説米」を小学校で月 1 回、中学校で月 3 回程度使用
鴻巣ねぎ旨うどん汁	地場産ねぎを使用
若獅子カレー	地場産の豚肉
梨	地場産の常光梨を提供

〈学校給食でを使用した地場産農産物〉

主穀	精白米、もち米
野菜	長ねぎ、玉ねぎ、ほうれん草、白菜、じゃがいも、なす、さといも、キャベツ、大根、しょうが、きゅうり、にんにく、にんじん、ずいき、さつまいも、ブロッコリー、トマト、冬瓜、ピーマン
果樹	梨
畜産	豚肉

- ・鴻巣市地産地消料理教室

令和 5 年 8 月 10 日（木） 笠原公民館

「こどもパンづくり教室」

- ・鴻巣市産業祭

令和 5 年 11 月 18 日（土）総合体育館

地元農産物の展示販売、地産地消農産物の PR・アンケート

・地産地消支援事業（地場産農産物を使用した公民館講座に対する補助）

月日（曜日）	公民館名	事業名
5月12日（金）	川里生涯学習センター	「地産地消 草花の寄せ植え教室」
11月7日（火）	あたご公民館	「地産地消 本場中華料理教室」
11月8日（水）	田間宮生涯学習センター	「地産地消の寄せ植え教室」
12月9日（土）	常光公民館	「春まで楽しむ寄せ植え作り教室」
12月16日（土）	中央公民館	「地産地消 春先まで楽しめるハンギングバスケット講座」
1月18日（木）	笠原公民館	「地産地消 パティシエに教わるスイーツ教室」
1月20日（土）	笠原公民館	「地産地消 子どもクッキング教室」
1月24日（水）	吹上生涯学習センター	「管理栄養士が教える地産地消料理講座」
2月7日（水）	田間宮生涯学習センター	「地産地消 芽出し球根の寄せ植え教室」
2月10日（土）	箕田公民館	「地産地消 さきたま黒豚を使った中華料理」
2月18日（日）	箕田公民館	「地産地消 多肉植物の寄せ植え教室」
3月12日（火）	北新宿生涯学習センター	「地産地消 多肉植物の寄せ植え教室」

第2節 脱炭素社会（ゼロカーボンシティ）

地球温暖化による気温の上昇は世界中で影響をもたらしていますが、集中豪雨、動植物の生息域の変化、農作物への影響や熱中症などの健康被害など、私たちの身近な生活においても影響を及ぼしています。このような地球温暖化の影響を抑えるために、国は、2050年までに「カーボンニュートラル」を目指すことを表明したほか、地球温暖化対策計画を改定しました。

本市においても令和3年10月に「鴻巣市ゼロカーボンシティ宣言」を表明したほか、令和4年度には地球温暖化対策実行計画（区域政策編）を策定し、市民、事業者及び行政が一体となって脱炭素社会の実現に向けた取組を開始したところです。



【環境基本計画で定める脱炭素社会関連指標】

項目	基準	R5 実績値	目標値
市域からの CO2 排出量 (エネルギー起源の CO2)	627.0 千 t-CO2 (H25)	483.4 千 t-CO2 (R3)	404.5 千 t-CO2 (R8)
脱炭素社会を意識して生活している 市民平均実践項目数	4.58 個 (H27)	3.94 個	4.58 個 (R8)
エコチェックサマー・ウィンターへの 参加者数	(H29 より実施)	139 人	318 人 (R9)
市の事務事業からの CO2 排出削減 (エネルギー消費量(原油換算)の削減)	4,846kL (H28)	4,856kL	—
コミュニティバスの年間利用者数	522,753 人 (H27)	476,214 人	500,000 人 (R8)

1 市民等の温室効果ガスの排出抑制の支援

(1) 住宅用省エネルギー設備設置の補助【環境課】

家庭用燃料電池や蓄電システムなど、地球にやさしいエネルギー社会を実現するため、住宅の脱炭素化に資する省エネ設備を設置される市民の皆さんに、補助金を交付しています。

なお、この補助金により、年間の CO2 排出量は約 2.5 t 削減され、杉の木による吸収量に換算すると約 300 本に相当すると推計しています。

令和 5 年度住宅用省エネルギー設備設置費補助金交付実績

対象機器	補助上限額	件数
家庭用燃料電池（エネファーム）	5 万円	18 件
太陽熱利用システム（強制循環型）	5 万円	0 件
蓄電システム	5 万円	16 件
蓄電システム＋太陽光発電設備	10 万円	46 件
V2H 充電設備	5 万円	3 件
合 計	—	81 件

※年間 CO2 削減量：「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算出手法編）」（令和 5 年 3 月）より

※杉の木による吸収量：林野庁ホームページより

※複数機器を同時に設置しているため、合計と内訳とは合わない。

（２）省エネ家電製品買換え促進の補助【環境課】

省エネ家電製品の買換えを促進することにより、家庭の消費電力量を引き下げ、発電によって排出される温室効果ガスを削減し、地球温暖化を防止することを目的として、古い家電製品から省エネ家電製品への買換えをされる市民の皆さんに補助金を交付しています。

令和５年度は、平成24年以前に製造された電気冷蔵庫から、経済産業省が定める最新の省エネ基準達成率が100パーセント以上である電気冷蔵庫に買い換えた方を対象として交付しました。

なお、この補助金により、年間のCO₂排出量は約71t削減され、杉の木による吸収量に換算すると約8,100本に相当すると推計しています。

令和５年度省エネ家電製品買換え促進事業補助金交付実績

購入店	補助限度額	件数
市内に本店を有する事業所	3万円	83件
市外に本店を有する事業所	1万円	402件
合 計	—	485件

※年間CO₂削減量：環境省ホームページ「しんきゅうさん」より

※杉の木による吸収量：林野庁ホームページより

（３）市有施設の屋根貸しによる太陽光発電の普及促進【環境課】

地産地消・脱炭素型のエネルギー構造の実現に向けて、市有施設屋根貸し太陽光発電事業に取り組んでいます。この事業は、市有施設の屋根を太陽光発電事業者に貸し出し、発電事業者は再生可能エネルギーの固定価格買取制度を活用した発電事業を約 20 年間にわたって実施するものです。

【対象施設】

①箕田公民館

貸付額：年 66,200 円 ($200 \text{ 円/m}^2 \times 331 \text{ m}^2$)

面積：330.6 m^2 （公民館部：183.3 m^2 、児童センター部：147.3 m^2 ）

貸付期間：平成 26 年 7 月 22 日～令和 17 年 3 月 31 日【約 20 年間】

設置機器：太陽光パネル(202 枚) ※発電出力：47.3kW

②総合体育館

貸付額：年 129,490 円 ($230 \text{ 円/m}^2 \times 563 \text{ m}^2$)

面積：563 m^2

貸付期間：平成 28 年 7 月 29 日～令和 19 年 3 月 31 日【約 20 年間】

設置機器：太陽光パネル(224 枚) ※発電出力：39.8kW

2 市の温室効果ガスの排出抑制の取組

(1) 鴻巣市地球温暖化対策実行計画の取組【環境課】

「鴻巣市地球温暖化実行計画(事務事業編)」第5期((計画期間:令和5年度~令和12年度)となる本計画は、鴻巣市役所を一事業者として捉え、市が行う全ての事務事業から発生する温室効果ガスの排出抑制のため、率先して地球温暖化対策の推進を図ることを目的としています。

①温室効果ガスの排出削減目標(第5期)

令和12年度までに、市役所をはじめとした全ての公共施設から排出されるエネルギー起源CO₂を、平成25年度を基準として45%削減する。

②温室効果ガス排出量の内訳

項目	エネルギー使用量		温室効果ガス排出量(kg-CO ₂)	
	H25 (基準年度)	R5	H25 (基準年度)	R5
電気(kWh)	13,793,675	16,352,211	7,600,315	7,156,794
ガソリン(ℓ)	86,222	57,014	200,177	130,556
A重油(ℓ)	99,985	0	270,922	0
軽油(ℓ)	15,877	8,908	41,043	23,337
灯油(ℓ)	143,957	82,312	358,379	205,779
都市ガス(m ³)	183,872	414,185	412,609	849,075
LPG(m ³)	16,200	10,855	106,074	70,861
合計			8,989,519	8,436,402

※ 数値は、小数点以下を含めて算定し四捨五入していることから、合計は一致しない。

③年度別温室効果ガス排出量

単位: kg-CO₂

区分	H25(基準年度)	R3	R4	R5
温室効果ガス排出量	8,989,519	8,316,477	8,536,073	8,436,402
対H25年度比	—	▲7.5%	▲5.0%	▲6.2%

（２）ゼロカーボンアクション３０についての取組【環境課】

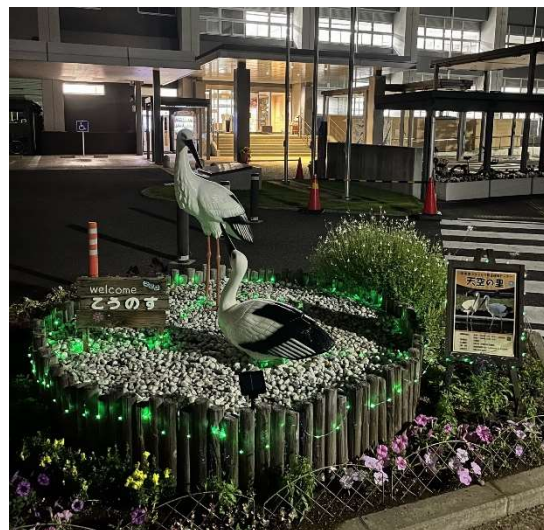
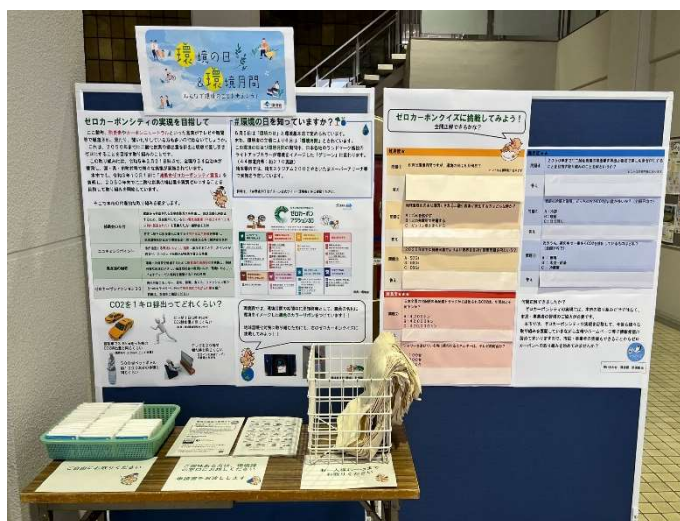
脱炭素化を実現するには、ライフスタイルの転換が重要であることから、環境省が推奨しているゼロカーボンアクション３０について、様々な啓発を行いました。

【主な啓発事項】

①環境月間のパネル展示

環境基本法で６月５日は「環境の日」と定められ、この日を含む６月は、「環境月間」とされています。そのため、６月は全国で環境についての様々な行事が行われています。

本市でも、脱炭素化に向けたパネル展示のほか、環境をイメージした緑色のリボンを職員が着用するとともに、コウノトリモニュメントを太陽光で発電できる緑色のライトで飾り付けるなど、環境月間に合わせた啓発を行いました。



環境月間のパネル展示（左）とコウノトリモニュメントのライトアップ（右）

②デジタルサイネージによる啓発

市役所や支所、鴻巣駅において、インフォメーションディスプレイ等を活用し、ゼロカーボンアクション３０に関する情報の発信を行いました。

鴻巣市からのお知らせ



ひとりひとりができること
**ゼロカーボン
アクション30**

脱炭素社会の実現には、一人ひとりのライフスタイルの転換が重要です。
「ゼロカーボンアクション30」にできるところから取り組んでみましょう！

お問合せ先は、環境課(☎541-1321)まで

ひとりひとりができること 脱炭素社会の実現には、一人ひとりのライフスタイルの転換が重要です。
**ゼロカーボン
アクション30** 「ゼロカーボンアクション30」にできるところから取り組んでみましょう！

太陽光パネル付き・省エネ住宅に住もう！

8 太陽光パネルの設置 9 ZEH(ゼッチ) 10 省エネリフォーム、窓や壁等の断熱リフォーム 11 蓄電池(EV・車載の蓄電池)・蓄エネ給湯機の導入・設置	12 暮らしに木を取り入れる 13 分譲も賃貸も省エネ物件を選択 14 働き方の工夫
--	---

※ ZEH(Net Zero Energy House):【使うエネルギー ≤ 創るエネルギー】になる住宅

鴻巣市環境課

デジタルサイネージにて掲載した画像（一部抜粋）

③フラワーラジオでの放送

コミュニティ放送であるフラワーラジオにおいて、ラジオ広報に環境課の職員が出演し、ゼロカーボンアクション30に関する情報を発信し、啓発を行いました。

【放送内容】

ゼロカーボンアクション30は、基本となる脱炭素のための行動カテゴリーを、エネルギーの節約や転換、CO2の少ない製品等の選択など、8つのジャンルに分類、紹介されています。

フラワーラジオの放送はその8つのカテゴリー毎に行いました。

第1回目 「エネルギーを節約・転換しよう！」

第2回目 「太陽光パネル付き・省エネ住宅に住もう！」

※これ以降の放送は、令和6年度に引き続き行っています。

④イベントでの啓発

産業祭やこうのとりマルシェなど、市内で行われるイベントに参加し、ゼロカーボンアクション30についての啓発を行いました。



産業祭でのマスコットキャラクターによる啓発の様子

これらの啓発のほか、脱炭素化実現のため、官民連携で国民・消費者の行動変容、ライフスタイルの変革を強力に後押しするため発足された、国、自治体、企業、団体、消費者等によるデコ活応援団（新国民運動官民連携協議会）に参画しました。

（３）次世代自動車の導入【資産管理課、環境課、自治振興課】

市では、環境にやさしい次世代自動車（ハイブリッド自動車（HV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）及び天然ガス車（CNG））の導入・活用を進めており、市で保有する公用車 161 台（令和 6 年 3 月 31 日時点）のうち、9.3%にあたる 15 台を運用しています。



EV バス

（４）鴻巣市節電対策【職員課、環境課】

本市では、自らが率先して一層の省エネルギーを進める観点から「鴻巣市地球温暖化対策実行計画」の考えに基づいて、次に掲げる事項等を職員へ周知し、市内全ての公共施設で着実に実施することとしています。

【主な取組事項】

①照明設備

昼休みは、業務上特に照明が必要な箇所を除き消灯を図っています。また、夜間における照明も、業務上必要最小限の範囲で点灯することとし、それ以外は消灯を徹底しています。

②空調設備

使用する場合は健康に十分配慮した上で、冷暖房の適正管理（冷房の場合は 28 度程度、暖房の場合は 19 度程度）を一層徹底するよう空調設備の適正運転を図っています。

また、夏季及び冬季の執務室の服装について「クールビズ」及び「ウォームビズ」を励行するとともに、SDGs 推進の一環として、令和 2 年 11 月からノーネクタイ等の働きやすい服装での勤務「Smile Biz KONOSU STYLE」を実施しています。



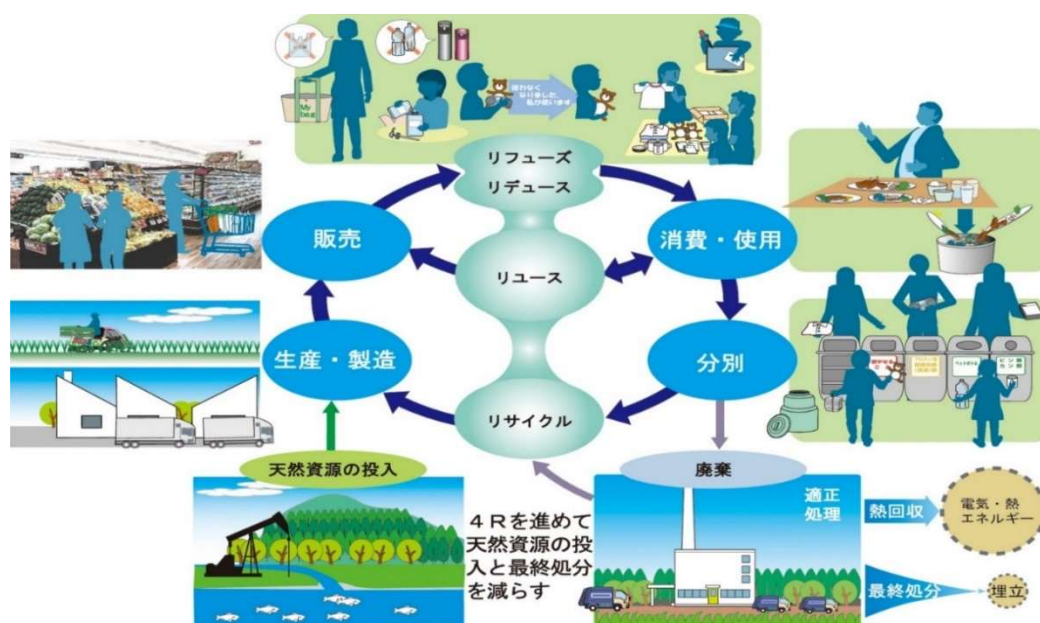
Smile Biz KONOSU STYLE のポスター

第3節 循環型社会

循環型社会とは、ごみをなるべく出さず、使えるものはできるだけ資源として再利用し、使えないものは適正に処分することで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り減らしていく社会のことです。

現在、私たちは、大量生産・大量消費の社会の中でたくさんのモノにあふれた大変便利で豊かな生活を送ってきました。しかし、その一方で地球上の限りある資源やエネルギーの大量消費、大量のごみの排出などにより、天然資源の枯渇、環境破壊、ごみの埋立地の不足など様々な問題を引き起こしています。

これらの問題を解決するためには、ライフスタイルや経済活動を根本的に見直し、ごみがなるべく出ないようにする、ごみになりそうなものは断る、使えるものは捨てずに再利用する、きちんと分別し再資源化をするなど、4R+Renewable への取組を進め、人や環境にもやさしい循環型社会づくりを進めていかなければなりません。



【環境基本計画で定める循環型社会関連指標】

項目	基準	R5 実績値	目標値
一人1日あたりのごみ総排出量	823 g (H26)	775 g	780 g (R9)
資源化率 I	20.0% (H26)	28.0%	29.1% (R9)
ごみゼロ運動月間（春・秋）・ひろえば街が好きになる運動参加者数（直近3年間平均）	22,086 人 (H28)	13,793 人	24,295 人 (R9)
廃食油の回収量	6,776L (H28)	4,215L	7,454L (R9)

1 一般廃棄物処理の現況【環境課】

(1) 一般廃棄物処理量の現況

一般廃棄物の処理量は、環境基本計画で定める循環型社会関連指標の項目「一人1日あたりのごみ総排出量」に該当します。なお、目標値は、780gとなります。この指標は、数値が小さいほど良い指標となります。

一般廃棄物処理量実績表

年度		R 元	R2	R3	R4	R5
人口（当該年度10月1日）		118,524	118,042	117,679	117,879	117,658
ごみ 排出量 (t)	燃やせるごみ	25,934	24,278	25,461	25,294	24,875
	燃やせないごみ	2,856	3,032	2,778	2,659	2,537
	資源類	5,222	5,583	5,532	5,138	4,793
	粗大ごみ	835	961	916	896	838
	集団回収	743	326	151	379	366
	合計	35,590	34,180	34,836	34,366	33,409
g／人・日		823	793	811	799	775

※ 「一般廃棄物処理業実態調査」数値

一人1日当たりごみ排出量実績表

単位：g

年度	R 元	R2	R3	R4	R5
燃やせるごみ	599	563	593	589	578
燃やせないごみ	66	70	65	62	59
資源類	121	130	128	119	111
粗大ごみ	19	22	21	21	19
集団回収	17	8	4	8	8
一人1日あたりの総排出量	823	793	811	799	775

※ 一人1日あたりの総排出量は、排出量÷10月1日人口÷年間日数（365・366日）で算出

（２）資源化物処理量の現況

資源化物処理量は、資源類として資源回収ステーションに出された量等の集計で、年々減少傾向にあります。

資源物処理量実績表

単位：t

資源物	R 元	R2	R3	R4	R5
ビン類	569	603	636	610	511
カン類	479	515	478	391	409
ペットボトル	246	264	259	265	269
紙類	2,921	2,750	2,476	2,510	2,281
布類	392	431	428	400	404
プラスチック製容器包装(資源)類	1,501	1,517	1,547	1,473	1,405
セメント原料	2,764	2,702	2,836	2,795	2,777
その他	125	141	113	126	149
合計	8,997	8,923	8,773	8,570	8,205

※ 「一般廃棄物処理業実態調査」数値

（３）資源化率の現況

資源化率は、環境基本計画で定める循環型社会関連指標の項目「資源化率Ⅰ」に該当します。なお、目標値は、29.1%となります。

資源化率Ⅰ実績表

	R 元	R2	R3	R4	R5
資源化率Ⅰ ^{注1}	15.2%	18.1%	16.8%	17.4%	16.1%
資源物量 ^{注2} （t）	5,398	6,197	5,841	5,967	5,376
ごみ総排出量（t）	35,590	34,180	34,836	34,366	33,409

※ 「一般廃棄物処理業実態調査」数値

注1 資源化率Ⅰ：資源物量÷ごみ総排出量

注2 資源物量：集団回収量＋直接資源化量

2 ごみ減量化に向けた取組【環境課】

(1) 生ごみ処理機器購入の補助

平成 11 年度から家庭用生ごみ処理容器及び電気式生ごみ処理機器の購入者に対し、補助金を交付することにより、家庭から排出される生ごみの減量化を推進しています。

【補助実績】 補助金額：計 1,000,000 円 （内訳） 電気式処理機 989,100 円
コンポスト容器 10,900 円
EMぼかし容器 0 円

生ごみ処理機器補助金交付件数

単位：件

年度	R 元	R2	R3	R4	R5
電気式処理機	17	35	33	47	49
コンポスト容器	11	4	11	20	4
EMぼかし容器	0	0	3	1	0
合計	28	39	47	68	53

(2) 廃食油の回収と再資源化

地球温暖化の防止やごみの減量、河川の水質汚濁防止、市民の環境意識の向上、下水処理施設の負荷軽減等を目的に、家庭から出される廃食油を市役所や両支所、公民館、コミュニティセンター等において回収しています。なお、令和 2 年度まで、バイオディーゼル燃料（BDF）に精製した上で、旧中学校給食センターにて化石燃料の代替燃料として投入していました。

廃食油回収及び BDF 精製の実績

単位：ℓ

年度	R 元	R2	R3	R4	R5
廃食油回収量	7,256	6,360	6,405	5,135	4,215
BDF 精製量	6,660	6,480	—	—	—

3 リサイクルの推進【環境課】

自治会等による資源回収や地域住民団体による集団回収事業の実施により、回収実績に応じた報奨金を支給することで、ごみの減量化及び資源の有効利用を推進しています。

(1) 資源回収

資源回収の推移

年度	R元	R2	R3	R4	R5
資源回収カゴ数	120,939	108,014	122,390	121,498	118,300
報奨金額（円）	5,672,730	5,783,880	5,728,620	5,692,780	5,579,000

(2) 集団回収

集団回収の推移

年度	R元	R2	R3	R4	R5
集団回収量（t）	743	326	151	378	364
報奨金額（円）	2,229,810	978,550	312,170	1,134,870	1,092,430

資源・集団回収量は、この数年減少傾向にあります。特に、令和2年度から新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、集団回収の実施回数が減少したことが要因として考えられます。

また、近年では、スーパーなどの食品販売店における資源回収が普及してきたことも回収量の減少している要因のひとつと考えられています。

4 環境美化の取組【環境課】

（１）荒川河川敷の不法投棄の防止（埼玉県央域荒川クリーン協議会）

荒川河川敷の不法投棄を防止するため、国土交通省、県、埼玉県警察、北本市、桶川市、吉見町、川島町、一般社団法人埼玉県環境産業振興協会及び本市の構成により埼玉県央域荒川クリーン協議会を設置し、荒川河川敷の不法投棄防止パトロールや不法投棄物一斉撤去作業に取り組んでいます。

（２）路上喫煙とポイ捨ての禁止

環境美化の促進を図り、安全・安心できれいなまちづくりを推進するため、平成 20 年 1 月 1 日から鴻巣駅自由通路から中山道までの区間を「路上喫煙禁止区域」、鴻巣駅自由通路から運転免許センターまでの区間を「環境美化重点区域」に指定しました。また、平成 29 年 4 月 1 日から鴻巣駅西口、北鴻巣駅東口・西口、吹上駅南口・北口を「路上喫煙禁止区域」及び「環境美化重点区域」に指定しました。

更に、令和 2 年 4 月 1 日に、各駅前に設置されていた喫煙所の撤去を行いました。

鴻巣駅前ポイ捨て及び指導件数（東口・西口）

単位：件

年度	空き缶・ペットボトル	吸いがら	紙くず	注意指導
R2	1,414	17,172	11,487	400
R3	1,458	16,012	10,314	351
R4	1,431	18,269	11,125	194
R5	1,729	19,417	11,310	183

北鴻巣駅前ポイ捨て及び指導件数（東口・西口）

単位：件

年度	空き缶・ペットボトル	吸いがら	紙くず	注意指導
R2	1,160	12,404	12,751	18
R3	1,182	12,384	13,021	12
R4	1,276	11,606	11,714	6
R5	1,625	11,387	12,344	5

吹上駅前ポイ捨て及び指導件数（北口・南口）

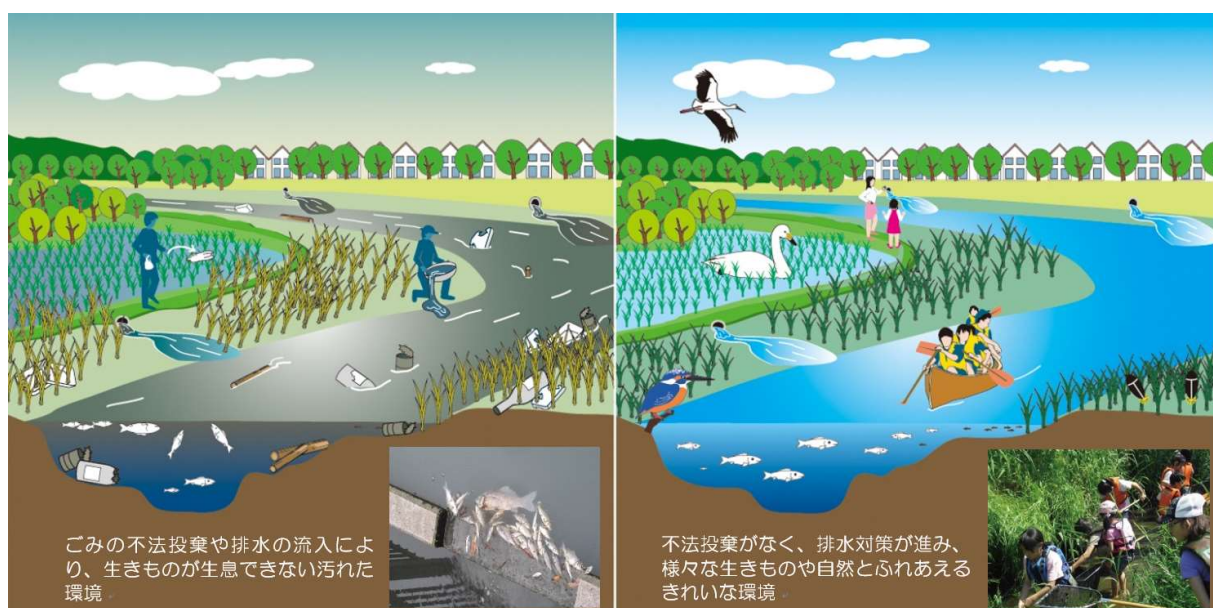
単位：件

年度	空き缶・ペットボトル	吸いがら	紙くず	注意指導
R2	2,055	7,544	6,781	158
R3	2,250	7,259	5,838	170
R4	1,776	5,331	3,770	253
R5	1,238	10,088	9,071	8

第4節 安全・安心が確保される社会（生活環境の保全）

空気や水、土がきれいに保たれていることは、私たちが安全で安心して暮らしていくための基本的な条件です。しかし、急激な経済成長や様々な人間の活動量の増加に伴い、人間だけではなく、多くの生きものにも影響を与え、これらの基本的な条件が人間の手によって脅かされている状況です。このようなことから、日々の生活から発生する環境汚染物質を減らし、安全・安心に暮らせる快適な生活環境を保全していかなくてはなりません。

このためには、身近な環境について知り、自らの生活が与える影響について考え、改善に向けて行動する必要があります。



【環境基本計画で定める安全・安心社会関連指標】

項目	基準	R5 実績値	目標値
生活環境について、快適で安全に住めるとする市民の割合	73.4% (H27)	73.8%	81.1% (R8)
汚水処理人口普及率	86.7% (H27)	90.2%	100.0% (R8)
河川の水質値（BOD、過去5年平均）	3.5mg/L (H27)	3.4mg/L	3.5mg/L (R8)
個人に起因する公害苦情件数	310件 (H27)	141件	158件 (R8)

1 身近な環境を知る取組【環境課】

(1) 公害苦情

人の健康の保護と生活環境を保全するため、法令等に基づき、公害防止に積極的に取り組んでいます。特に市民から寄せられる苦情には迅速に対応し、解決に努めています。

令和5年度の公害苦情は、典型7公害以外のものが全体の約8割を占めています。

本市では、これらの苦情処理について、公害関係各種法律や埼玉県生活環境保全条例に基づき、埼玉県中央環境管理事務所や鴻巣保健所等、関係行政機関との連携により指導等を行っています。

年度別公害苦情受理件数

単位：件

項目 年度	典型7公害								典型7公害以外							合計
	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	計	埋立て	空地雑草	動物	電波障害	害虫駆除相談	その他	計	
R元	23	4	0	15	1	0	2	45	0	149	9	0	11	7	176	221
R2	34	5	0	17	2	0	6	64	1	109	19	1	6	6	142	206
R3	22	6	0	10	2	0	12	52	0	95	38	1	11	6	151	203
R4	12	3	0	5	3	0	1	24	1	105	20	1	4	6	137	161
R5	14	2	0	12	1	0	8	37	0	67	14	0	9	5	95	132

（２）大気

大気の汚染に係る環境基準は、環境基本法（平成５年法律第 91 号）第 16 条第 1 項の規定により、人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準として、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント、微小粒子状物質、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン・ダイオキシン類について、全国一律に定められています。市内にある大気汚染常時監視測定局は、一般環境大気測定局として鴻巣測定局（県設置：鴻巣市役所 中央 1-1）、自動車排出ガス測定局として鴻巣天神自動車排出ガス測定局（県設置：県央広域消防本部鴻巣天神分署 天神 1-1-28）の計 2 局です。

常時監視測定局では、自動測定器を設置して常時測定を行っています。また、一般環境測定局である鴻巣測定局では非メタン炭化水素の測定も行っています。

令和 5 年度は、光化学オキシダント以外の項目で、環境基準を満たしました。

常時監視測定局の測定項目と環境基準達成状況（令和 5 年度） ○：達成 ×：非達成

区分	項目と評価 方法 局名	二酸化硫黄	浮遊粒子状 物質	微小粒子状 物質	二酸化窒素	光化学 オキシダント
一般環境	鴻巣測定局	○	○	○	○	×
自動車 排出ガス	鴻巣天神 自排測定局	○	○	○	○	—

ア 二酸化硫黄

硫黄酸化物は、主として、石油や石炭に含まれる硫黄が燃焼に伴い酸化され、排出されたものです。二酸化硫黄は、呼吸器系に対して影響を及ぼすことがあり、浮遊粒子状物質や窒素酸化物と共存することによりその影響が強められると言われています。主な発生源は、工場・事業場のボイラー等の重油の燃焼等ですが、自然界では火山ガスがあります。

二酸化硫黄濃度の推移（埼玉県大気汚染常時監視測定結果報告書より）

単位：ppm

区分	年度	R 元	R2	R3	R4	R5
一般環境	年平均値	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
	日平均値の 2%除外値	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001
自動車 排出ガス	年平均値	0.001	0.001	0.001	0.001	0.000
	日平均値の 2%除外値	0.001	0.002	0.002	0.001	0.001

二酸化硫黄に係る環境基準は「1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること」と定められています。

市内の測定局においては、環境基準を満たしています。

イ 浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質は、大気中に浮遊する粒子状物質のうち粒径が $10\mu\text{m}$ ($1\mu\text{m}$: 1,000 分の 1mm) 以下のものをいい、特にディーゼル車からの排気微粒子です。粒径が $10\mu\text{m}$ 以下の粒子は沈降速度が遅いため、大気中に比較的長期間対流します。浮遊粒子状物質の量が多くなると、肺や気管支などに沈着し、呼吸器系に影響を与えるとされています。

浮遊粒子状物質濃度の推移 (埼玉県大気汚染常時監視測定結果報告書より)

単位: mg/m^3

区分	年度	R 元	R2	R3	R4	R5
一般環境	年平均値	0.015	0.014	0.012	0.013	0.014
	日平均値の 2%除外値	0.036	0.039	0.027	0.029	0.034
自動車 排出ガス	年平均値	0.015	0.014	0.013	0.014	0.015
	日平均値の 2%除外値	0.036	0.040	0.027	0.033	0.037

浮遊粒子状物質に係る環境基準は「1 時間値の 1 日平均が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1 時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること」と定められています。

市内の測定局においては、環境基準を満たしております。

ウ 微小粒子状物質 (PM2.5)

微小粒子状物質は、大気中に浮遊する粒子状物質で、主に粒径が $2.5\mu\text{m}$ ($1\mu\text{m}$: 1,000 分の 1mm) 以下の微細な粒子の総称です。構成物質としては、ディーゼル自動車、工場・事業場での燃料燃焼などから一次生成物質と、ガス状で排出されたものが大気中で反応した二次生成物質があります。

濃度の日平均値が $70\mu\text{g}$ (1m^3 当たり) を超えると予測された場合、健康への影響が懸念されています。

微小粒子状物質の測定結果 (埼玉県大気汚染常時監視測定結果報告書より)

単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$

区分	年度	R 元	R2	R3	R4	R5
一般環境	年平均値	10.4	10.8	9.2	9.8	9.9
	日平均値の年間 98%値	22.7	28.3	20.9	20.6	21.8
自動車 排出ガス	年平均値	10.9	10.5	9.2	9.9	9.5
	日平均値の年間 98%値	23.5	28.8	20.3	21.5	21.0

微小粒子状物質に係る環境基準は、「1 年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ 1 日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること」と定められています。

市内の測定局においては、環境基準を満たしました。

エ 二酸化窒素

二酸化窒素は、物を燃やしたときに発生する物質で、工場・事業場のボイラー等や自動車の排出ガスが主な発生源です。ほとんどが一酸化窒素ですが、大気中で酸化されて二酸化窒素になり、光化学スモッグの原因物質となるほか、鼻や喉に刺激を与える等人体に悪影響を及ぼします。また、二酸化硫黄や浮遊粒子状物質と共存することによりその影響が強められるといわれています。

二酸化窒素濃度の推移（埼玉県大気汚染常時監視測定結果報告書より）

単位：ppm

区分	年度	R 元	R2	R3	R4	R5
一般環境	年平均値	0.009	0.008	0.009	0.009	0.008
	日平均値の年間 98% 値	0.020	0.022	0.023	0.021	0.019
自動車 排出ガス	年平均値	0.016	0.014	0.014	0.012	0.011
	日平均値の 2% 除外値	0.030	0.030	0.026	0.024	0.025

二酸化窒素に係る環境基準は「1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること」と定められています。

市内の測定局では、環境基準値を満たしています。

オ 光化学オキシダント

光化学オキシダントは、工場・事業場や自動車等から大気中に放出された窒素酸化物や炭化水素が太陽光線中の紫外線のエネルギーで起こる光化学反応により、二次的に生成されたオゾンを中心とした酸化力の強い物質のことです。

このオキシダントが原因で起こる光化学スモッグは、日差しの強い夏に多く発生し、光化学オキシダントが高濃度になると、目や呼吸器系器官への影響を及ぼすことがあります。また、植物の葉の組織にも被害を与えます。

光化学オキシダントの推移（埼玉県大気汚染常時監視測定結果報告書より）

区分	年度	R 元	R2	R3	R4	R5
一般環境	昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた時間数（時間）	476	309	403	400	450
	昼間の 1 時間値が 0.12ppm 以上の日数（日）	5	4	1	6	4

光化学オキシダントに係る環境基準は「1 時間値が 0.06ppm 以下であること」と定められています。

県では大気汚染緊急時対策要綱により、光化学オキシダント濃度が一定基準に達した場合には、市町村へ通報するとともに、一定規模以上のばい煙を排出する事業者への使用燃料の削減要請を行っています。

また、注意報は県内を 8 地区に分けた各地区内の基準測定局の光化学オキシダント濃度が 0.12ppm 以上になり、気象状況からみてその状態が継続すると認められるときに発令することになっています。

鴻巣測定局における令和 5 年度の昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた時間数は 450 時間であり、昨年度に引き続き環境基準を達成できませんでした。

なお、健康被害の届出はありませんでした。

カ 非メタン炭化水素

炭化水素は、炭素と水素からなる化合物で、自動車、石油貯蔵タンク、塗装工場等から排出されており、メタンと非メタン炭化水素に分けられます。

非メタン炭化水素は、窒素酸化物と共に光化学反応によりオキシダントを生成するといわれています。環境基準は定められていませんが、大気環境指針が定められています。

非メタン炭化水素濃度の推移（埼玉県の大気状況・常時監視測定データより） 単位：ppmC

区分	年度	R 元	R2	R3	R4	R5
一般環境	年平均値	0.13	0.14	0.13	0.14	0.13
	6～9 時における年平均値	0.13	0.15	0.13	0.14	0.13

非メタン炭化水素については、中央公害審議会大気部会炭化水素に係る環境基準専門委員会(昭和 51 年 7 月 30 日)の大気環境指針で「午前 6 時から午前 9 時の平均値が 0.20ppmC から 0.31ppmC 以下」となっています。

（３）水環境

水質汚濁とは、工場・事業場や家庭等から排出される汚水によって、河川等の水質が悪化することをいいます。

昭和 40 年代までの水質汚濁の主な原因は事業系の排水でしたが、排水規制等の対策が強化された結果、現在では、私たちの家庭から排出される日常生活に係る排水（生活排水）が水質を汚濁する一番の要因となっています。

河川等は本来、自ら汚れをきれいにする働き（自浄作用）を持っています。しかし、この働きを超える量の汚濁物質が流入してしまうために水質汚濁が進みます。各家庭での行動が水質汚濁の防止や水環境の保全につながります。

①水環境の調査

県、国土交通省及び関係市等では、公共用水域の水質汚濁の状況を監視するため、水質汚濁防止法に基づき、県内の主な河川等に係る水質測定計画を策定し、水質調査を行っています。

市域では、A類型に指定されている荒川の御成橋（測定機関：国土交通省）とC類型に指定されている元荒川の渋井橋（測定機関：埼玉県）、類型指定の無い忍川の前屋敷橋（測定機関：埼玉県）の3箇所の測定地点があります。御成橋では年6回（隔月）、渋井橋、前屋敷橋では年12回（毎月）の測定が行われています。

また、本市では、独自に市内17箇所において水質調査を行っています。

②調査結果の概要

ア 国や県による河川水質調査結果

県は、公共用水域及び地下水の水質測定計画に基づき、令和5年度は、44河川94地点、3湖沼3地点において水質測定を実施しました。BODを例としてみると、34河川44水域のうち40水域で環境基準を達成し、達成率は91%となりました。過去5年間では85%以上で推移しています。

このうち、荒川・御成橋（A類型環境基準2mg/L以下）及び元荒川渋井橋（C類型環境基準5mg/L以下）では、ともに環境基準を満たしています。

御成橋及び渋井橋における生物化学的酸素要求量（BOD）の推移 単位：mg/L

調査地点 \ 年度	R元	R2	R3	R4	R5
御成橋(年平均値)	1.2	0.6	1.1	1.0	1.1
渋井橋(年平均値)	2.2	1.8	2.0	1.8	2.2

（埼玉県公共用水域水質測定結果より）

(a) 人の健康の保護に関する環境基準

人の健康に関する環境基準はカドミウムなど27項目が指定されています。令和5年度については、44河川94地点及び3湖沼3地点で水質測定を行い、測定を行った全ての地点で環境基準を満たしました。

(b) 生活環境の保全に関する環境基準

生活環境の保全に関する環境基準は、水素イオン濃度(pH)、生物化学的酸素要求量(BOD)、浮遊物質(SS)、溶存酸素量(DO)、大腸菌数の5項目が基準値として選定されています。

イ 市による水質調査結果

本市では、河川等の環境基準適合状況の把握のため、独自に水質調査を実施しています。調査地点は、市内を流れる元荒川流域4地点とその落とし口7地点、野通川流域2地点とその落とし口2地点、荒川流域1地点とその落とし口1地点の合計17地点で令和6年2月2日(金)に実施しました。



地点別調査項目

(○は、調査を実施している項目)

河川名		地点名	水素イオン濃度	生物化学的酸素要求量	浮遊物質量	溶存酸素量	全リン	大腸菌数	流量観測	類型指定
			pH	BOD	SS	DO	T-P			
元荒川		榎戸堰	○	○	○	○			○	C
		三ツ木堰	○	○	○	○				C
		三谷橋	○	○	○	○				C
		四郎兵衛橋	○	○	○	○			○	C
元荒川 落し口	前谷落排水路	水鳥橋	○	○	○					注1
	新忍川	新忍川	○	○	○					注1
	百日堀	総合福祉センター裏	○	○	○		○			注1
	箕田都市下水路	鈴木橋	○	○	○					注1
	新谷田用水	仙石屋自動車前	○	○	○					注1
	東部都市下水路	入の上橋	○	○	○					注1
	赤堀川	新鯉沼橋	○	○	○	○				注1
野通川		三段地野橋	○	○	○	○			○	注1
		大田切橋	○	○	○	○			○	注1
野通川 落し口	四号落堀悪水路	四号排水路上流	○	○	○	○				注1
		上郷橋	○	○	○					注1
荒川		大芦橋下流	○	○	○	○		○		A
荒川 落し口	足立北部排水路	中野橋	○	○	○					注2

注1 類型指定がされていないため、C類型環境基準を準用

注2 類型指定がされていないため、A類型環境基準を準用

(a) 元荒川流域

元荒川流域の4地点は、全ての項目、調査地点において、基準を満たしています。5年間の推移についても、経年的に各地点とも大差なく、全ての地点で基準を満たしています。

調査結果については次のとおりです。

各地点の水質状況の推移（元荒川流域）

項目	調査地点	単位	R元	R2	R3	R4	R5	基準値
pH	榎戸堰	—	7.5	7.6	7.7	7.7	7.7	6.5以上 8.5以下
	三ツ木堰		7.6	7.8	7.9	7.7	7.8	
	三谷橋		7.6	7.9	7.9	7.7	7.8	
	四郎兵衛橋		7.5	7.8	7.7	7.7	7.7	
BOD	榎戸堰	mg/L	2.0	1.6	1.2	0.7	0.8	5以下
	三ツ木堰		2.4	4.0	2.4	2.3	2.3	
	三谷橋		2.6	2.6	1.8	1.7	0.9	
	四郎兵衛橋		1.4	4.0	1.5	1.6	0.7	
SS	榎戸堰	mg/L	7	9	2	5	7	50以下
	三ツ木堰		5	15	3	9	4	
	三谷橋		7	20	6	10	7	
	四郎兵衛橋		5	21	5	5	5	
DO	榎戸堰	mg/L	10.2	10.7	11.2	11.4	11.5	5以上
	三ツ木堰		9.5	9.4	10.7	9.7	11.2	
	三谷橋		9.1	9.5	12.0	11.4	11.4	
	四郎兵衛橋		9.4	9.1	11.4	11.8	11.2	

(b) 元荒川落し口

元荒川落し口の7地点については、水素イオン濃度（pH）、浮遊物質（SS）の2項目が、調査地点において、基準を満たしています。

なお、生物化学的酸素要求量（BOD）は、総合福祉センター裏と新鯉沼橋の2地点において、基準を超過しました。溶存酸素量（DO）は、昨年度に引き続き、新鯉沼橋地点のみ測定しており、基準を満たしました。全リン（T-P）については、総合福祉センター裏地点のみ測定しています。

調査結果は次のとおりです。

各地点の水質状況の推移（元荒川落し口）

項目	調査地点	単位	R元	R2	R3	R4	R5	基準値
pH	水鳥橋	—	7.7	7.8	7.8	7.7	7.7	6.5以上 8.5以下
	新忍川		7.4	7.8	7.7	7.5	7.7	
	総合福祉センター		6.8	7.6	7.1	7.2	7.1	
	鈴木橋		7.2	7.9	7.7	7.5	7.7	
	仙石屋自動車前		7.6	7.8	7.6	7.5	7.8	
	入の上橋		7.2	7.8	7.9	7.4	7.7	
	新鯉沼橋		7.1	7.8	7.5	7.2	7.4	
BOD	水鳥橋	mg/L	6.1	6.6	3.8	5.7	4.6	5以下
	新忍川		7.3	2.5	0.7	1.0	0.7	
	総合福祉センター		3.9	12.0	6.4	4.1	5.5	
	鈴木橋		2.5	6.7	3.0	2.1	2.8	
	仙石屋自動車前		1.4	0.9	<0.5	0.6	<0.5	
	入の上橋		1.7	2.5	2.1	1.4	1.2	
	新鯉沼橋		1.6	4.5	2.9	3.4	5.2	
SS	水鳥橋	mg/L	12	14	4	11	6	50以下
	新忍川		11	13	6	10	5	
	総合福祉センター		4	15	2	3	2	
	鈴木橋		5	21	4	7	9	
	仙石屋自動車前		1	11	7	4	1	
	入の上橋		22	13	10	7	11	
	新鯉沼橋		2	7	5	6	4	
DO	水鳥橋	mg/L						5以上
	新忍川							
	総合福祉センター							
	鈴木橋							
	仙石屋自動車前							
	入の上橋							
	新鯉沼橋		9.4	6.9	11.1	8.2	8.2	
T-P	水鳥橋	mg/L						—
	新忍川							
	総合福祉センター		0.51	3.4	2.0	1.5	1.6	
	鈴木橋							
	仙石屋自動車前							
	入の上橋							
	新鯉沼橋							

注 斜線は未実施又はデータ無

注 河川への落し口に関しては基準値が無いため参考として河川のC類型と比較

注 表中の「<」印は、対象が定量下限値未満であることを示す

(c) 野通川流域及び野通川落し口

野通川流域及び野通川落し口の4地点については、水素イオン濃度（pH）、浮遊物質（SS）、溶存酸素量（DO）の3項目が、調査地点において、基準を満たしています。なお、生物化学的酸素要求量（BOD）は、三段地野橋、大田切橋で基準を超過しました。

調査結果は次のとおりです。

各地点の水質状況の推移（野通川流域及び野通川落し口）

項目	調査地点	単位	R元	R2	R3	R4	R5	基準値
pH	三段地野橋	—	7.4	7.8	7.9	7.5	7.7	6.5以上 8.5以下
	大田切橋		7.3	7.8	7.8	7.6	7.7	
	四号排水路上流		6.7	7.8	7.6	7.3	7.2	
	上郷橋		7.2	7.8	7.6	7.7	7.6	
BOD	三段地野橋	mg/L	3.8	5.5	10	8.7	5.5	5以下
	大田切橋		2.7	8.3	5.8	9.2	19	
	四号排水路上流		0.9	2.0	2.2	2.1	4.6	
	上郷橋		1.3	1.8	2.4	3.1	1.7	
SS	三段地野橋	mg/L	7	17	12	10	6	50以下
	大田切橋		4	21	6	18	24	
	四号排水路上流		7	3	2	3	3	
	上郷橋		2	5	3	5	5	
DO	三段地野橋	mg/L	7.4	7.0	10.0	6.9	7.1	5以上
	大田切橋		9.3	6.1	10.3	8.4	8.3	
	四号排水路上流		8.5	8.2	7.6	6.6	6.3	
	上郷橋							

注 斜線は未実施又はデータ無

注 河川への落し口に関しては基準値が無いため参考として河川のC類型と比較

(d) 荒川流域及び荒川落し口

荒川流域である大芦橋下流及び中野橋については、生物化学的酸素要求量（BOD）以外の項目において、基準を満たしています。

また、平成20年度より大腸菌数を大芦橋下流地点（A類型）で調査しており、令和5年度の調査結果は31CFU/100mLであり、基準値（300CFU/100mL）を下回りました。

なお、元荒川や野通川（C類型）には大腸菌数の環境基準はありません。

調査結果は次のとおりです。

各地点の水質状況の推移（荒川流域及び荒川落し口）

項目	調査地点	単位	R元	R2	R3	R4	R5	基準値
pH	大芦橋下流	—	7.8	7.6	7.7	7.7	7.8	6.5以上 8.5以下
	中野橋		7.6	7.8	7.9	8.0	8.0	
BOD	大芦橋下流	mg/L	0.8	0.9	1.4	0.5	0.7	2以下
	中野橋		3.1	4.8	13	2.1	4.0	
SS	大芦橋下流		4	2	1	3	3	25以下
	中野橋		3	14	13	4	9	
DO	大芦橋下流		11.9	11.2	11.8	12.2	12.4	7.5以上

注 河川への落し口に関しては基準値が無いため参考として河川のA類型と比較

注 平成21年3月31日に環境基準がB類型からA類型に指定変更されました。

(e) 汚濁負荷量

一般的に汚濁負荷量は、主としてBOD、COD、SSの汚濁物質の時間あるいは日排出量で表し、1日当たりのキログラムで表されます（汚濁負荷量＝汚濁濃度×流量）。例え、濃度が小さくても流量が大きければ環境に与える影響が大きくなるため、通常環境への影響を推定する場合は汚濁負荷量を多く用います。

そこで、調査日に個々の地点で1回の流量観測と採水を実施し、その調査結果の積で算出した汚濁負荷量は次のとおりです。

汚濁負荷量総括表

河川名	地点名	生物化学的酸素要求量 (BOD)		浮遊物質 (SS)		河川流量 (m³/s)
		濃度 (mg/L)	負荷量 (kg/day)	濃度 (mg/L)	負荷量 (kg/day)	
元荒川	榎戸堰	0.8	15	7	127	0.21
	四郎兵衛橋	0.7	70	5	497	1.15
野通川	三段地野橋	5.5	71	6	78	0.15
	大田切橋	19	509	24	643	0.31

BOD負荷量について上下流2地点を比較した場合、元荒川の榎戸堰から四郎兵衛橋では約4.7倍増加し、野通川の三段地野橋から大田切橋では、約7.2倍に増加しています。同様に、SS負荷量については、元荒川の榎戸堰から四郎兵衛橋では約3.9倍、野通川の三段地野橋から大田切橋では約8.2倍に増加しています。

元荒川では経年的に下流におけるBOD濃度が高い傾向にあり、流域における負荷の流入による負荷量への影響が示唆されます。

(4) 騒音・振動

騒音は、各種公害のなかでも日常生活に関係の深い問題であり、また、その発生源も多種多様です。

① 騒音・振動の現状

本市では、平成23年度まで国道17号線鴻巣消防署鴻巣天神分署前（鴻巣市天神1-1-28：準住居地域）測定点において自動車交通騒音及び振動並びに交通量の調査を行っていましたが、平成24年度より都道府県知事及び市が行う法定受託事務とされ、騒音規制法第18条に基づき、自動車騒音の常時監視を実施しました。

自動車騒音については、環境基準（環境基本法）と要請限度（騒音規制法）が定められています。

② 調査結果の概要

ア 自動車騒音

令和5年度の測定結果は、次の表のとおりです。

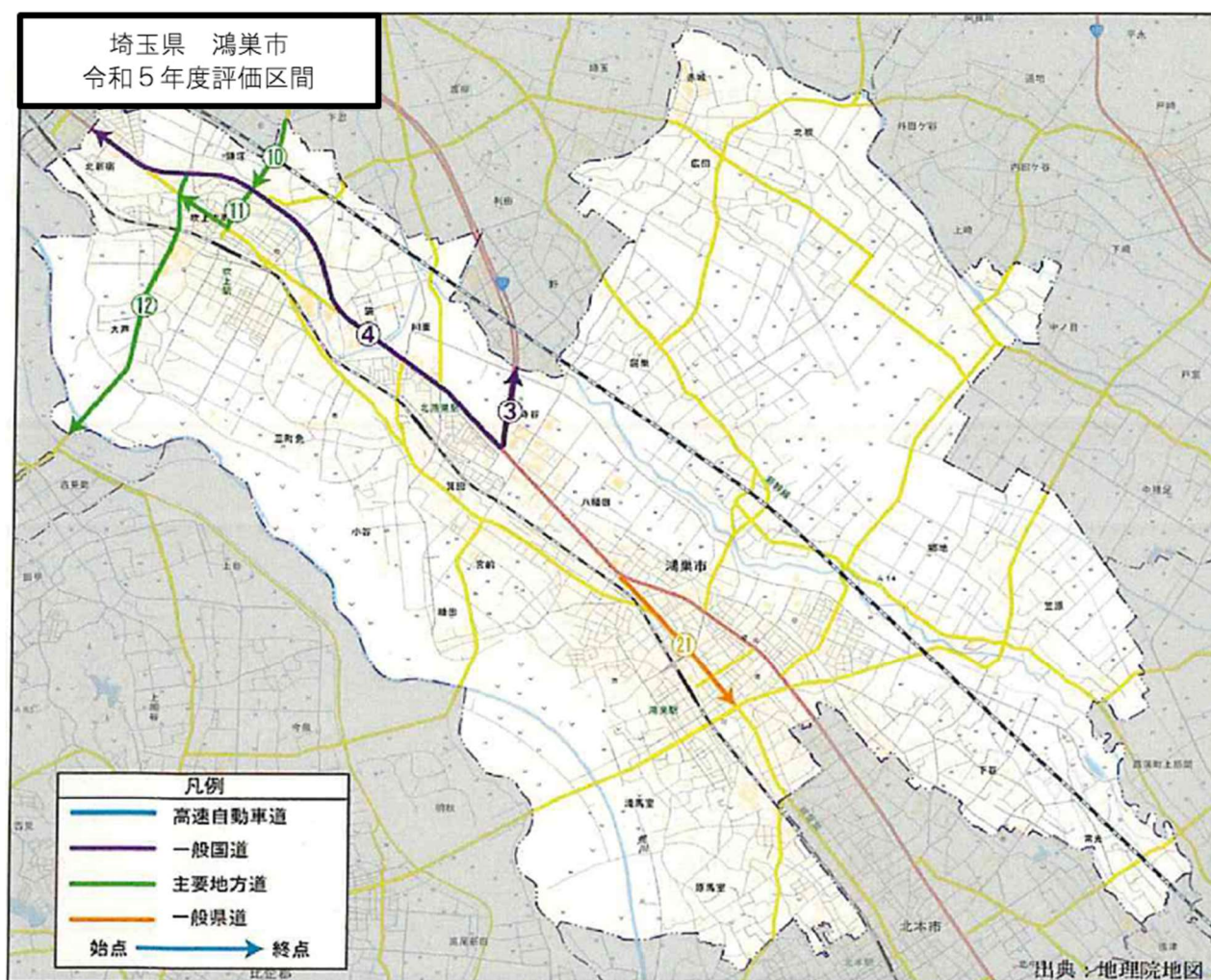
測定地点番号12の行田東松山線は昼間と夜間の両方で環境基準を超過していました。

その他3地点においては環境基準・要請限度ともに昼間・夜間で基準値を満たしました。

騒音測定結果

単位：dB

測定地点番号	測定地点	測定結果		環境基準の適合状況		環境基準		要請限度の適合状況		要請限度	
		昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
4	一般国道 17 号 鴻巣市鎌塚 1 丁目 10-10 付近	70	65	○	○	70	65	○	○	75	70
11	行田東松山線 鴻巣市吹上本町 4 丁目 15-27 付近	66	59	○	○	70	65	○	○	75	70
12	行田東松山線 鴻巣市大芦 4552-5 付近	72	70	×	×	70	65	○	○	75	70
21	鴻巣桶川さいたま線 鴻巣市雷電 2 丁目付近	68	64	○	○	70	65	○	○	75	70



※測定地点番号③、⑩は他の区間で実測した騒音を準用する区間になります。

イ 新幹線の騒音・振動

県では、平成 6 年から鴻巣市常光（大宮駅起点 18.3km）地点において上越新幹線の騒音・振動調査を行っていましたが、令和 4 年からは鴻巣市常光（大宮駅起点 17.5 km）地点に調査位置が変更されました。新幹線鉄道については、昭和 50 年 7 月 29 日の環境庁告示第 46 号で環境基準が定められています。

令和 5 年度の測定結果は次のとおりです。

上越新幹線鉄道騒音・振動測定結果（25m地点）（埼玉県東北・上越新幹線鉄道騒音・振動測定結果より）

年度	R 元	R2	R3	R4	R5
騒音 (dB)	73	72	71	72	77
振動 (dB)	62	60	60	57	60

騒音については、環境基準値（70dB）と比較すると、令和 5 年度の結果も環境基準を超過しました。

振動については、振動指針値（70dB）と比較すると、令和 5 年度も振動指針値内でした。

ウ 工場・事業場の騒音・振動防止対策

工場等の騒音及び振動については、騒音規制法及び振動規制法並びに埼玉県生活環境保全条例によって規制されています。平成 24 年度より規制地域の指定や規制基準の設定等の事務について市町村の自治事務になりました。

また、本市は、騒音規制法と埼玉県生活環境保全条例により、工場・事業場騒音と建設作業騒音の規制地域、振動規制法による規制地域として指定されています。

本市では、騒音規制法と振動規制法に基づき、工場・事業場の騒音・振動発生施設についての届出や特定建設作業についての届出を受理しています。また、騒音・振動に対する苦情が市民から寄せられた場合に、測定機器を用いて基準に適合しているか測定を行う等の対応をしています。

（５）悪臭

悪臭は、人に不快感を与えるにのびの原因となる悪臭原因物質が大気中に放出されることで発生します。悪臭は騒音・振動と同様に感覚公害と呼ばれる、生活に密着した問題です。現在、主に悪臭防止法により規制が行われています。

本市における令和 5 年度の悪臭苦情受理件数は 8 件でした。

(6) ダイオキシン類

①市の調査結果

本市では、市内 4 箇所（常光公民館、赤見台第二小学校、下忍小学校、あかぎ公園）にてダイオキシン類の大気調査を実施しています。

大気中のダイオキシン類濃度の基準値は、0.6pg-TEQ/m³以下（年平均値）で、過去 5 年間とも環境基準値を満たしています。

調査結果は次のとおりです。

大気中のダイオキシン類濃度調査結果

単位：pg-TEQ/m³

年度	常光公民館	赤見台第二小学校	下忍小学校	あかぎ公園
R 元	0.028	0.020	0.022	0.029
R2	0.035	0.038	0.032	0.044
R3	0.023	0.019	0.017	0.025
R4	0.031	0.014	0.016	0.019
R5	0.013	0.013	0.013	0.018

②県の調査結果

県では鴻巣局（鴻巣市役所敷地内）でダイオキシン類対策特別措置法第 26 条第 1 項の規定に基づき、ダイオキシン類の大気常時監視を実施しています。

なお、調査結果は、過去 5 年間とも環境基準値を満たしております。

調査結果は次のとおりです。

ダイオキシン類大気常時監視調査結果（鴻巣局）

単位：pg-TEQ/m³

年度	R元	R2	R3	R4	R5
平均値	0.025	0.028	0.013	0.024	0.022

（ダイオキシン類対策特別措置法に基づく大気常時監視結果・埼玉県より）

2 環境負荷を減少・改善する取組

(1) 大気汚染の防止対策【環境課】

本市では、県と合同で大気汚染防止法に基づく工場や事業場への立入検査や、自動車排ガス低減対策等を行っています。

工場及び事業場の立入検査結果（埼玉県中央環境管理事務所資料及び事務概要令和6年度より作成）

区分 年度	大気汚染防止法					埼玉県生活環境保全条例				公害防止組織	
	ばい煙	粉じん	特定 粉じん 作業	VOC	水銀	指定 ばい煙	指定 粉じん	炭化 水素	有害 大気	法律	条例
R元	0	0	－	0	－	0	0	0	－	0	0
R2	0	0	－	1	－	0	0	0	－	0	0
R3	0	0	－	0	－	0	0	0	－	0	0
R4	5	0	15	10	0	2	0	0	2	0	2
R5	3	0	7	0	0	3	0	0	0	0	0

注 令和4年度より参照元が変更になりました

(2) 水質汚濁の防止対策【下水道課、環境課】

①公共下水道の整備

公共下水道は、汚水と雨水を別々に流し処理する分流式を採用しています。公共下水（汚水）は、し尿と生活雑排水を併せて流し処理するため、都市基盤整備の中で住民の日常生活に欠くことのできないものです。また、公共下水道（雨水）は浸水の防止の役割をしています。共に、公共用水域の水質の保全のために重要な施設となっています。

本市では、昭和48年から公共下水道事業に着手し、事業を推進しています。

公共下水道汚水整備の進捗状況

（各年度末現在）

年度	人口 (人)	処理区域 面積(ha)	処理区域内 人口(人)	普及率 (%)	水洗化人口 (人)	水洗化率 (%)
R元	118,170	1,480.0	92,064	77.9	87,422	95.0
R2	117,895	1,490.8	92,009	78.0	87,171	94.7
R3	117,578	1,495.6	91,957	78.2	87,249	94.9
R4	117,661	1,502.7	92,147	78.3	87,445	94.9
R5	117,579	1,504.9	92,795	78.9	87,397	94.2

普及率＝（処理区域内人口）／（人口）

水洗化人口＝下水道に接続して汚水処理をしている人口

水洗化率＝（水洗化人口）／（処理区域内人口）

公共下水道整備状況

単位：％

年度	R元	R2	R3	R4	R5
鴻巣市	77.9	78.0	78.2	78.3	78.9
埼玉県	81.9	82.4	82.9	83.2	83.6
全 国	79.7	80.1	80.6	81.0	81.4

注 処理人口普及率＝(処理人口) / (行政人口)

(埼玉県・公共下水道整備状況一覧より)

本市の公共下水道整備状況を見ると緩やかに増加している状況です。

公共下水道では、下水管の布設工事が完了した区域内では、各施設が速やかに下水道に接続することが必要です。本市では、公共下水道整備完了区域での汚水管の接続率を高めるため、広報紙や市ホームページで啓発を行っています。

令和5年度における公共下水道の普及率は、全国平均が81.4％、埼玉県は83.6％となっています。

②農業集落排水事業

市内4地区において、農業集落排水への接続が促進され、水洗化が進んでいます。

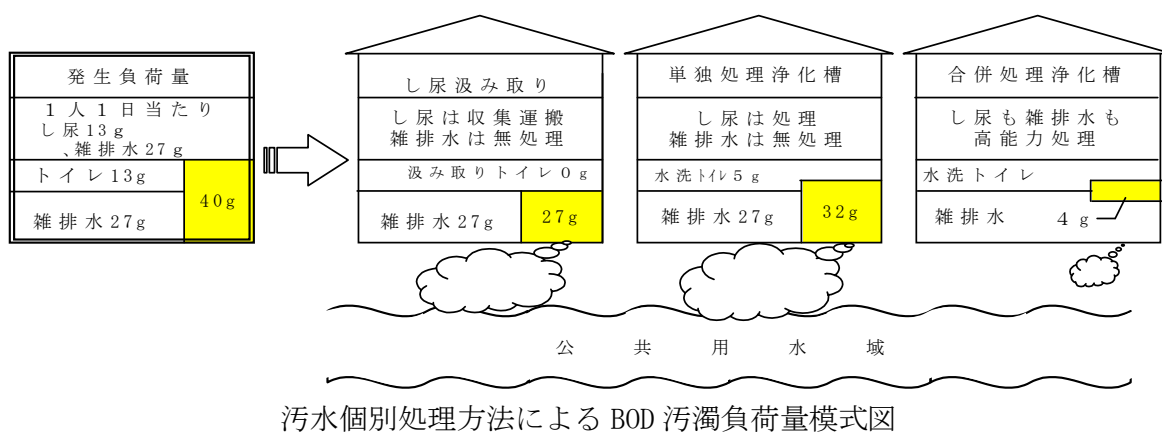
農業集落排水事業の状況

(令和5年度末現在)

名 称	供用開始 年度	処理区域 面積(ha)	処理区域内 人口(人)	水洗化人口 (人)	水洗化率 (%)
笠原地区	H2	71.0	869	792	91.1
笠原第2地区	H7	60.0	775	750	96.8
郷地安養寺地区	H14	37.0	670	663	99.0
上会下地区	H15	8.3	243	197	81.1
合計		176.3	2,557	2,402	93.9

③合併処理浄化槽の設置

公共用水域の水質悪化の原因としては、下図のようなことが考えられます。個別処理にあたっては、より良い水質を確保するため、平成 13 年度より合併処理浄化槽の設置が義務付けられました。



【合併処理浄化槽設置補助金事業】

下水道未整備区域において、既設の単独処理浄化槽又はくみ取便槽から合併処理浄化槽へ転換をする市民に補助金を交付し、河川の水質浄化を推進しています。

合併浄化槽設置補助金交付実績

	R 元	R2	R3	R4	R5	平均工事費	補助額
5 人槽	17 件	21 件	19 件	14 件	9 件	1,287 千円	4,368 千円
7 人槽	20 件	14 件	17 件	16 件	10 件	1,243 千円	5,840 千円
10 人槽	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	—	—
合計	37 件	35 件	36 件	30 件	19 件		

注 平均工事費は令和 5 年度実績に基づく。(工事費総額)/(補助件数)(千円未満四捨五入)

④工場・事業場に対する排水の規制・指導

公共用水域の水質保全を図るため、水質汚濁防止法により、特定事業場から公共用水域に排出される水については、全国一律の排水基準が設定されております。県は、必要に応じて報告を求めるなど、立入調査を実施しています。

立入調査の結果は、次のとおりです。

工場及び事業場の立入調査結果（埼玉県中央環境管理事務所事業概要令和6年度より作成）

区分 年度	立入検査 件数	採水検査 件数	不適合 件数	超過率 (%)	行政措置		
					停止命令	改善命令	改善指導
R元	8	10	0	0	0	0	0
R2	9	10	0	0	0	0	0
R3	4	4	1	25.0	0	0	1
R4	13	10	1	10.0	0	0	1
R5	20	14	0	0	0	0	0

注 超過率＝基準超過件数／採水件数

（３）ダイオキシン類の発生抑制対策【環境課】

埼玉県中央環境管理事務所では、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、焼却施設を設置している工場や事業場の立入検査を行い、施設の適正な維持管理を始め、ダイオキシン類の発生の抑制の指導をしています。

立入件数は、次のとおりです。

ダイオキシン類規制関係立入件数

（埼玉県中央環境管理事務所資料より作成）

区分 年度	大気関係		水質関係	
	事業所数	施設数	事業所数	施設数
R元	0	0	0	0
R2	0	0	0	0
R3	0	0	0	0
R4	1	1	0	0
R5	0	0	0	0

（４）土地埋立てに関する指導【環境課】

市民の良好な生活環境を保全するため、事業主は市の関係担当課と埋立て等の計画を事前に協議し、要綱の規定に基づいて、搬入される土砂に違法なものが含まれていないか、また、法令に違反する行為がないように指導しています。

年度別土地埋立て実績

年度	面積別協議件数			合計
	1,000㎡未満	1,000㎡以上 2,000㎡未満	2,000㎡以上 3,000㎡未満	
R 元	0	1	1	2
R2	0	2	1	3
R3	0	3	2	5
R4	2	0	1	3
R5	2	1	5	8

（５）あき地雑草に関する指導【環境課】

ごみの不法投棄の防止や火災等を未然に防ぐため、あき地の所有者に対し、雑草処理などの維持管理について、指導等を行っています。令和元年度から令和５年度までの問合せ等については、下記のとおりです。

令和５年度に寄せられた苦情等により、土地の所有者及び管理者にあき地雑草の措置依頼を行った件数は67件でした。また、市へ雑草刈取措置を依頼した所有者等は11件となっています。

年度別あき地雑草措置事業実績

年度	措置依頼件数	委託件数	委託面積(㎡)
R 元	149	14	3,146.68
R2	109	18	4,492.99
R3	95	18	4,302.00
R4	75	13	3,150.93
R5	67	11	2,560.80

第5節 協働社会

今日、少子高齢化社会が進行し、国から地方分権への流れなどにより市民のニーズは、年々、多様化及び複雑化しています。今までの行政主導のやり方ではこのようなニーズに対応することが困難になっているのが現状です。今後、直面する地域問題に迅速に対応するためにも、「自分たちのまちは自分たちで作っていく」という意識のもと、多様な担い手が協働しながらまちづくりを進めていく必要があります。環境問題においても同じように私たち自身の将来に深く関係する問題であると認識した上で、全市民が協働しながら解決に向けて行動しなければなりません。

こうした観点から、環境について関心を持ち、身近な環境活動に参加することで環境に対する理解や交流を深めていく必要があると考えますので、市民が積極的に参加できる環境づくりを進めていきます。



【環境基本計画で定める協働社会関連指標】

項目	基準	R5 実績値	目標値
環境イベント参加者数	172 人 (H28)	183 人	587 人 (R9)
エコチェンジポイント数	(H29 より実施)	25,718 ポイント	16,842 ポイント (R9)

1 市民の参加を促す取組

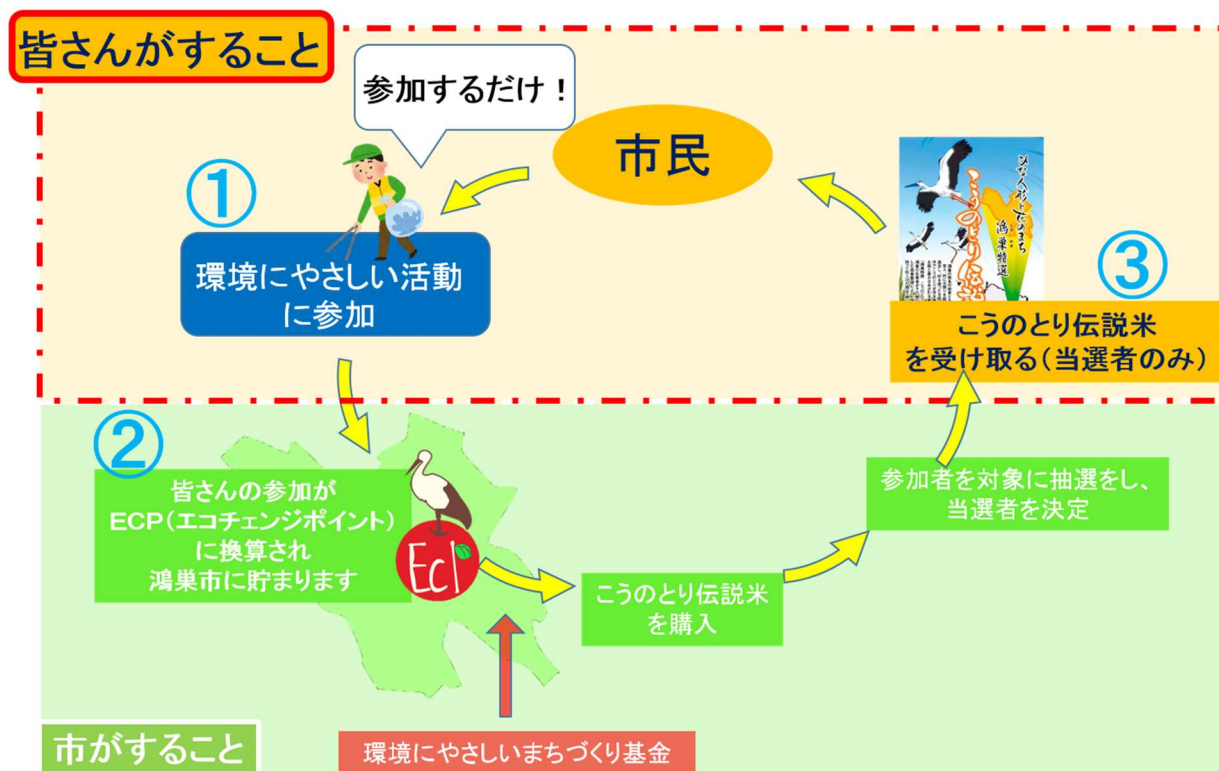


◀市 HP

(1) エコチェンジポイント【環境課】

市民による環境にやさしい活動への参加意欲の向上と環境保全活動の持続的な推進を図るため、市が指定する環境保全活動への市民（市内在住、在勤、在学の方）の参加状況等に応じて、市にエコチェンジポイントが貯まり、このポイント数に応じて参加者の中から抽選で記念品（こうのとり伝説米）を配布しています。

なお、約 200 P ごとに記念品を配布することになっており（1 P = 5 円換算）、参加する人が増えるほどポイントが貯まり、記念品の当選者が増える仕組みとなっています。



エコチェンジポイントの取組イメージ

【実施状況】

対象事業数：11事業

年間獲得ポイント：25,718ポイント

年間抽選対象者数：351名（上半期：198名、下半期：153名）

記念品配布数：148個（上半期：88個、下半期：60個）

（２）エコチェックサマー・ウインターの実施【環境課】

エコチェックサマー・ウインターでは、エアコン等の使用により、電気の需要が増える夏季（７～９月）及び冬季（１２～２月）の電気使用量を前年同月比で比較し、市へ報告をするものです。電気使用量が「見える化」されることで、日々のエネルギー使用のムダやムラの発見のほか、省エネ設備に交換した場合の効果の実感など、多くのメリットがあります。令和５年度は、参加者数１３９名の内、８２名の方が電力の削減に成功し、合わせて、１０,５０５ kWh の電力量が削減されました。

（３）環境衛生連合会との連携【環境課】

環境衛生や廃棄物の減量化に対する市民の関心を高め、環境にやさしいまちづくりを協働で行っていただける方々を環境衛生委員として委嘱しています。

環境衛生委員によって組織されている「鴻巣市環境衛生連合会」では、次の事業を実施しています。

①ごみゼロ運動月間の実施

鴻巣市自治会連合会と鴻巣市環境衛生連合会が主体となり、市内全域で清掃活動を行っています。令和３年度よりごみゼロ運動月間と称し、約１ヶ月間に渡り春と秋の２度、お住まいの地域の清掃活動を実施しました。令和５年５月２８日から約１ヶ月実施した「春のごみゼロ運動月間」では、８,１１７人の方に参加いただきました。令和５年１０月２９日から約１ヶ月実施した「秋のごみゼロ運動月間」は、７,３２１人の方に参加いただきました。

②市民への啓発活動

令和５年１０月に開催されたコスモスフェスティバルでは、路上喫煙防止及びごみのばい捨て禁止について、ティッシュ配布による啓発を行いました。

また、１１月に開催された産業祭では、生ごみの水切りによるごみ減量化の啓発のため、来場者の方に水切りごみ袋を配布しました。



イベントでの啓発活動（左）と産業祭での啓発物（右）

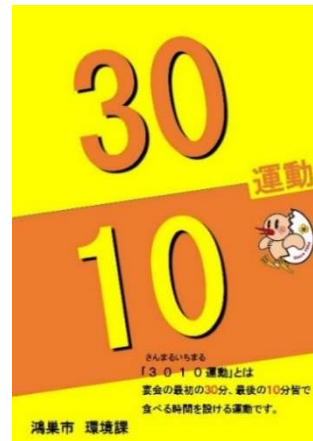
さんまるいちまる
(4) 3010運動の展開【環境課】



◀市 HP

「3010 運動」とは、宴会等で乾杯後 30 分間は席を立たずに料理を楽しみ、お開き 10 分前に自席に戻り料理を食べ切る運動です。日本では、まだ食べられるのに捨てられている食べ物（いわゆる食品ロス）が年間約 472 万トン（令和 4 年度環境省公表）も発生しています。食品ロスの削減は、廃棄物の削減だけでなく、温室効果ガスの削減等、環境負荷の低減にもつながることから啓発活動を行ったものです。

市のイベント等でポスターを掲示して周知を図りました。



PR ポップ（左）とポスター（右）を飲食店に設置

(5) 鴻巣市民大学講座「こうのとリアカデミー」の講座【生涯学習課】

生涯学習の補完機能として、市民が幅広く教養を習得し、仲間作りや郷土への理解を深め、自主的に学びその成果を適切に活かすことを目的に、鴻巣市民大学講座「こうのとリアカデミー」を開講しています。

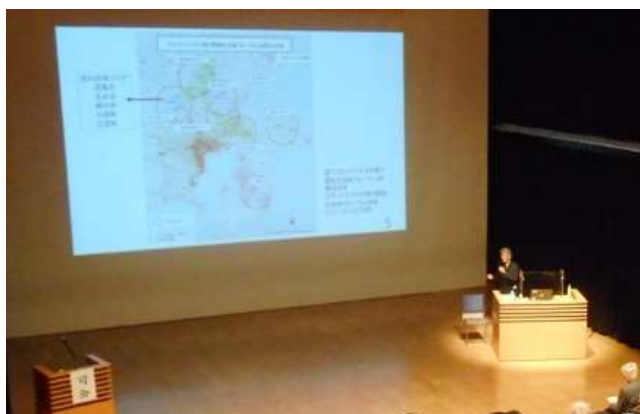
令和 5 年度は『川の国埼玉』へ！川の再生」と題した講座が実施されました。

【実施状況】

日程・場所：令和5年12月19日（火） クレアこうのす小ホール

参加者数：83名

講師：埼玉県河川環境課 河川環境担当



講座の様子

2 取組を継続させる仕組みづくり

（１）環境にやさしいまちづくり基金【環境課】

資源節約やリサイクル等を通じて、廃棄物の減量化及び資源化の一層の促進を図り、かつ、市民の関心を高めるとともに、市民ボランティア等を支援し、もって自然と共生する環境の保全に必要な社会経済システムを構築するため、「環境にやさしいまちづくり基金」が設置されています。

【基金充当事業】

- ・飼犬登録事業（犬のふん害防止の啓発用看板）
- ・生物多様性事業（河川水質調査用品）
- ・エコチェンジポイント鴻巣事業（対象環境活動の参加者への記念品）
- ・地球温暖化対策先導事業（ゼロカーボンの啓発品）
- ・エコな住環境づくり事業（カヌー環境教室）
- ・ごみ減量推進事業（小学校４年生へのリサイクルノート配付）
- ・生ごみ処理機器購入費補助事業（生ごみ処理機器購入費補助金）

（２）コウノトリの里づくり基金【環境課】

コウノトリの飼育及び野生復帰を可能にするための環境づくりを推進するため「コウノトリの里づくり基金」が設置されています。

基金は、設置目的を達成するために必要と認められる事業の財源にのみ充当することができます。令和５年度は、学校や保育所給食のほか、３歳児健康診査、結婚祝い等の記念品としてこうのとり伝説米を提供した取組等に充当しました。



環境にやさしいまちづくり基金を活用した
エコチェンジポイント鴻巣事業（左）



コウノトリの里づくり基金を活用した
湿地環境整備（右）

第3章 環境基本計画における指標の進捗状況一覧

1 指標の進捗状況一覧

基本目標	成果指標	基準年度値	R5 実績値	目標値	対目標値
1 自然共生社会	生物多様性が保たれていると思う市民の割合	73.7% (H27)	79.6%	83.20% (R8)	↓
	自然環境イベント実施回数	4回 (H28)	2回	6回 (R9)	↓
	自然環境イベント参加人数	117人 (H28)	44人	195人 (R9)	↓
2 脱炭素社会	市域からのCO2排出量 (エネルギー起源のCO2)	627.0千t-CO2 (H25)	483.4千t-CO2 (R3)	404.5千t-CO2 (R8)	↓
	脱炭素社会を意識して生活している市民平均実践項目数	4.58個 (H27)	3.94個	4.58個 (R8)	↓
	エコチェックサマー・ウインターへの参加者数	(H29より実施)	139人	318人 (R9)	↓
	市の事務事業からのCO2排出削減 (エネルギー消費量(原油換算)の削減)	4,846kL (H28)	4,856kL	—	—
	コミュニティバスの年間利用者数	522,753人 (H27)	476,214人	500,000人 (R8)	↓
3 循環型社会	一人1日あたりのごみ総排出量	823g (H26)	775g	780g (R9)	↑
	資源化率Ⅰ	20.0% (H26)	28.0%	29.1% (R9)	↓
	ごみゼロ運動月間(春・秋)・ひろえば街が好きになる運動参加者数(直近3年間平均)	22,086人 (H28)	13,793人	24,295人 (R9)	↓
	廃食油の回収量	6,776ℓ (H28)	4,215ℓ	7,454ℓ (R9)	↓
4 安全・安心社会	生活環境について、快適で安全に住めると思う市民の割合	73.4% (H27)	73.8%	81.1% (R8)	↓
	污水处理人口普及率	86.7% (H27)	90.2%	100.0% (R8)	↓
	河川の水質値(BOD、過去5年平均)	3.5mg/L (H27)	3.4mg/L	3.5mg/L (R8)	↑
	個人に起因する公害苦情件数	310件 (H27)	141件	158件 (R8)	↑
5 協働社会	環境イベント参加者数	172人 (H28)	183人	587人 (R9)	↓
	エコチェンジポイント数	(H29より実施)	25,718ポイント	16,842ポイント (R9)	↑

「対目標値」欄 ↑：向上、→：概ね横ばい、↓：低下

資料



◀市 HP

1 鴻巣市ゼロカーボンシティ宣言

本市は、令和3年10月1日に、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとする「鴻巣市ゼロカーボンシティ宣言」を表明しました。



鴻巣市ゼロカーボンシティ宣言

～二酸化炭素排出量実質ゼロを目指して～

近年、地球温暖化が原因と考えられる猛暑や集中豪雨、大型の台風等の深刻な自然災害が多発しています。

2015年に採択されたパリ協定では、世界全体の平均気温の上昇を産業革命以前に比べて2℃未満に抑制すること、及び1.5℃までの抑制に向けた努力を追求することが世界共通の長期目標として掲げられ、2018年に公表されたIPCC（気候変動に関する政府間パネル）の特別報告書においては、気温上昇を1.5℃に抑えるためには、2050年までに二酸化炭素の実質排出量をゼロにすることが必要とされています。

これらの目標の達成に向け、政府は、2020年10月に「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すこと」を宣言しました。

このような国内外の動向を踏まえ、鴻巣市においても、いま直面している地球温暖化という課題に対し、市民・事業者・行政が一体となって、脱炭素社会の実現に向けた取組を積極的に推進することが求められています。

このことから、先人から受け継いだ、この美しい緑に彩られた風景を守り育み、次の世代へと引き継いでいくため、SDGsの理念のもと、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「鴻巣市ゼロカーボンシティ」の実現を目指すことを、ここに宣言します。

令和3年10月1日

鴻巣市長 原口和久

2 環境大臣メッセージ

本市のゼロカーボンシティの表明に対して、環境大臣よりメッセージをいただいております。



埼玉県鴻巣市長 原口 和久 殿

貴市におかれましては、この度、地方公共団体として 2050 年の温室効果ガスの排出量実質ゼロ（ゼロカーボンシティ）を目指すことを表明されました。

今回の貴市の表明をもちまして、ゼロカーボンシティは国内で 466 地方公共団体となりました。我が国としての 2050 年カーボンニュートラルの実現に向け、大変心強く感じております。

近年、国内各地で大規模な災害が多発しているところですが、地球温暖化の進行に伴い、今後、気象災害の更なる頻発化・激甚化などが予測されております。こうした私たちの生存基盤を揺るがす「気候危機」とも言われている気候変動問題に対処するため、2050 年カーボンニュートラルの実現を目指す必要があります。

現在、政府としては、2050 年カーボンニュートラルや 2030 年度 46 パーセント排出削減目標の達成に向け、再生可能エネルギーの最大限の導入などを掲げ、我が国の成長戦略の柱の一つとしてしているところです。

環境省としても、脱炭素社会、循環経済、分散型社会への 3 つの移行を推進し、今までの延長線上ではない、社会全体の行動変容を図ってまいります。

2050 年カーボンニュートラルの実現に向けては、今後 30 年間のうち、とりわけこの 5 年間、10 年間の期間が重要です。このため、地域脱炭素ロードマップに基づき、脱炭素先行地域づくりや、脱炭素の基盤となる重点対策の全国実施を進めていく必要があります。貴市及び他のゼロカーボンシティと連携しながら、地域脱炭素の更なる具体化・加速化を進めてまいります。

環境大臣

山口 壯



令和6年度 鴻巣市の環境 (令和5年度実績)

令和7年3月発行

鴻巣市 環境経済部 環境課

〒365-8601

埼玉県鴻巣市中央1番1号

TEL 048-541-1321 (内線 3126)

FAX 048-577-8462

E-mail kankyo@city.kounosu.saitama.jp
